

平成27年6月15日（月曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年第2回松島町議会定例会会議録(第2号)

出席議員(14名)

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健夫君
副町長	高平功悦君
総務課長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君

〓 第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〓 第 2 議案第 5 7 号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について
- 〓 第 3 議案第 5 8 号 松島町町税条例の一部改正について
- 〓 第 4 議案第 5 9 号 松島町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 〓 第 5 議案第 6 0 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〓 第 6 議案第 6 1 号 指定管理者の指定について【白萩避難所】
- 〓 第 7 議案第 6 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 〓 第 8 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について【松島海岸公園避難施設整備工事】
- 〓 第 9 議案第 6 4 号 工事請負契約の変更について【西行戻しの松公園防災器具庫等建設工事】
- 〓 第 1 0 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 〓 第 1 1 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 〓 第 1 2 議案第 6 7 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 〓 第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

追加日程

- 第 1 議員提案第 2 号 ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書について(提案説明)
- 第 2 議員提案第 3 号 人種差別を煽動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書について

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

定例会を再開いたします前に、小池教育長のほうから挨拶を求められておりますので、挨拶を許したいと思います。小池教育長。

○教育長（小池 満君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本議会第1日目の案件によりまして、新制度に基づく新教育長の任命に基づきまた再びご承認を得ましたので、教育長としてその任に当たるということになりました。これも皆様方議員各位のご指導、ご支援のたまものというように考えておりますが、新しい制度におきましては、その趣旨にしっかりとのっとなって、本町の教育の充実のためにしっかりと努力をしてみたいというように思います。

議員各位の今後ともご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、ご挨拶ということにさせていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） それでは、平成27年第2回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

高城[REDACTED]外2名の皆様です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番澁谷秀夫議員、2番赤間幸夫議員を指名いたします。

日程第2 議案第57号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第57号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。若干質問させていただきたいと思います。

この条例は、暴力団、そのほかに児童館とか避難施設に管理、こういう関連するものなんですけれども、この暴力団なんですけれども、公共施設に使用するに際しては暴力団云々かんぬんというのは当然わかるわけです。そういう中で、しからば管理者に対して、指定管理者とかそういうものに対して、暴力団、使用禁止、使用を避けてください、そういうものを受け付けないでくださいと、そういうものを指定管理者にお願いする場合、どのような通知、文書なりそういうものをなさっているのか改めて聞きたいと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 従来とはちょっと違った、例えば指定管理者について、こういう形的时候は警察に照会かけて、その方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかという前段があります。

そして、その後そこを利用される方が暴力団でないことの周知の仕方かと思うんですけれども、これにつきましては、施設であれば周知する方法、利用するときの条件みたいなところで貸し出しの条件がありますけれども、そういうところにこういう方はできませんよと、そういう周知の仕方になるかと思えます。指定管理者は当然照会かけて確認していますけれども、多分許可する段階での話に暴力団はだめという形になると。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 周知と言いました。だから、改めてそれが文書か何かというのはないんですか。こういうもので、かくかく、こういうという指示とかそういうものはないんですか、口頭だけですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 指定管理者の場合には、募集要項のときに当然条件としてこういう町として考えを、これはだめだよという中にうたっておりますので、基本的に改めて文書ではなくて指定管理者、ここの施設に応募される方々には暴力団も含めてこういう条件はだめだよとその中にうたっておりますので、あとはその都度、総務課長が答えたとおり、借りた方が疑問に思った場合はうちのほうから警察署に照会をかけるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） はい、わかりました。そして申し込み段階のとき、よく偽称とかなんとかと昔あったんですけれども、申し込み者と実際違っていたと、使う人が。そういうことはあり得る可能性が大だと思うんですよ。そして、それもたまたま指定管理者と仮に知ってい

たと、申し込み者が。その人を信用しながら、そうしたら使った中身が違っていたということ
と途中でわかったと、これはどうもおかしいと。そういうときの使用はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これも貸し出しのときに入ってきますけれども、虚偽の場合、虚偽
の申請ですね、わかった段階で取り消しになります。以上でございます。（「わかりまし
た」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第57号暴力団の利益となる公共施設の使用
等の制限に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第58号松島町町税条例の一部改正についてを議題としま
す。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。58号でござ
いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第58号松島町町税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 松島町国民健康保険税条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第59号松島町国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第59号松島町国民健康保険税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第60号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） これは避難施設の条例の中に高城避難所を加えると、こういうことになるわけではありますが、高城避難所というのは今回完成をすることになっているJA、あそここのところの避難所ということになるかと思うんですが、補正予算のほうで227万ぐらいの管理人の賃金ということで組まれているようなんですが、避難所の管理の方法、どんな形で進めようと考えておられるのか。高城のコミュニティセンターなどは指定管理ということで、実

際管理は西沢さんですか、のところにお任せをしていると、こういうことになっているんですが、避難施設の今後の管理のあり方、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実は去年から農協といろいろ話はしていました。基本的に町で直営にするか、あとはJAのほうで指定管理ということでお願いするかということで、あと補正のときにも機械警備とかいろいろ出てきますけれども、いろいろな話し合いをして、JAとしては基本的に今の段階では、オープンしてから状況を見ないと、なかなかうちのほうで「はい、いいですよ」と農協のほうでは言えないという状況なので、基本的には町直営で今のところは考えております。

補正の中と絡みますけれども、正職員でなくて臨時職員で対応して今後様子を見ていきたいということであります。ですから、基本的には今は直営という形です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。あとは補正のほうでも多分あるかと思うんですが、それで避難施設ということなんですが、現状、臨時職員で今後は当面、お任せをするということなんですが、実際の避難という問題が発生した場合、避難施設というのは幾つかあるわけですね。白萩だとか帰命院、手樽、これまで4つぐらいこうやって、今回も含めて4施設決めているわけですが、実際に災害が発生した時点での避難施設の運営とかその辺というのは一体どういうふうになるんだろうかなど。管理をされる方が直接その運営をするということには多分ならないと思いますので、避難施設の災害時対応というのはどんなふうになっていくのか、どんなふうで現状考えておられるのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これは今回の高城避難所に限らず、ほか3施設あるわけですが、基本的にはほかは指定管理者で考えていますけれども、それから町の職員については各避難施設等々、今後ですけれども、避難マニュアルを今調整中ですが、そういうので職員と指定管理者と、そういう形で避難時の対応をしています。

高城避難所だけは指定管理は直営になりますので、ここは施設が、今JAと協議しているんですが、町だけでなくJAの施設、そうしたら金融機関もあるということがありますので、夜、昼、平日等々ちょっとあれなんですけれども、それでJA、それからうちのほうの職員とこの辺の実際の対応の仕方を調整しています。通常は基本的には町職員で避難施設をオープンするときは対応すると。ただ、日中、業務中とかなんかのときはまた異なりま

すけれども、JAの協力を得ながらというところもありますが、基本的には町のほうの対応という感じでおります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっと条例から外れて避難の問題になっている部分はあるんですが、今マニュアルも含めて作成中だと、こういうことなんですが、いわゆる災害時における避難施設等の運営については、結局発生時点では職員やなんかが当然行って運営をしてケアをしていくと、こういうことがあると思うんですが、長期になれば避難者の中で運営をすると、そういうことになっていくんだろうと思うのですが、その辺のマニュアルをつかって、そういう体制が具体的にでき上がるというふうになるのにあとどのぐらいの時間を要するんですかね。あと何年ぐらいの計画でそういうことを考えているのかね。その辺のものが見えていないんですよ、全然。やっぱり物事は具体化しておかないと実践上は立ち上がっていかないというふうに思うものですから、その辺についてどんなふうに考えて、現状進められて、そういう具体的な体制、最終的にはいつごろまでつくろうという考え方で今進んでおられるのか、その辺をお聞きしておきます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） さっきは避難マニュアルということで、この前段に、去年は避難所の開設の仕方、松島高等学校の体育館を利用させていただきました、各地区の方々、それから役場職員ということであります。

それで、今年度も避難所の開設の仕方、大体各行政区1カ所ぐらいずつ、これは地震ばかりでなく雨もあるわけですので、それでやろうとしています。避難所の開設プラス今度管理運営ですね、それからどういう方が避難されてきたとか、そういうところを含めまして、ことしの避難訓練をさせていただきたい。ですので、マニュアル的なものはそれまでにはうちらほうで整備して、ある程度、多少やっていくうちに修正はありますけれども、そういうことで今年度の避難訓練には間に合うようにさせていただきたいと。それも各地域に浸透できるように、避難訓練は決して我々ばかりでなく地域も一緒に参加していく形になりますので、その辺を調整しながらさせていただきたいと。今年度中の避難訓練に間に合うように、その辺は整理させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 今年度中という話なんですが、避難施設そのものは今回できた新しい避難施設というものと、そのほかにも避難所はいっぱいあるわけで、そこの運営管理を任せて

いくということになるわけでしょう、結局ね、避難の関係で言うと。この防災計画、私がいただいたやつでも、今後は大規模災害が発生したときは速やかに避難所の開設、運営ができるように事前に管理責任者を定めると。マニュアル等を策定し、避難所の運営、管理体制の確立を図るんだと、こんなことが書いてあって、言ってみれば、管理責任者を定めると、こうなっているものだから、事前にそういうものをつくるわけでしょう、それぞれの避難所対応でね。その辺のめどをいつごろまでつけるのか、あるいは自主防災組織があるところには自主防災組織にそこを委託してそうするのか、そういう、ここに書いてあることをどうやって実現、具体化していくのかなと思うものだから、その辺、もしあれば、期間的なものも、いつまででもいいよという話にはならないと思うので、何年後をめどにという目途とか、そういうものはあるのかなのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 管理者という話がありましたけれども、できれば早いほうがいいと思いますし、それから避難訓練すると、自主防災組織があるところとないところがありますけれども、意識づけをして、ここに管理者というかそういうことが必要なんですよ。それは事前に必要な場合と、入居してからその人たちの代表者とか、そういうところも意識づけはあるので、まず前段としては防災訓練にマニュアルとあと地域自治防災との調整をしながら、一つの段階として今年度の防災訓練の中にはその辺はやっていきたいなど。多分それが落ち着くまでには2、3年はかかるのかなと、そういう意識づけを今年度からさせていきたいと。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際は今の集会施設、平時は集会施設ということで、災害のときは避難施設と、これもなんですけれども、それは区長さん方と災害のときは役場も行きますけれども、あとはその区の中で自主防災組織があるところ、ないところは区ということで、それは対応の話はしています。ただ、今後、区が入っていない温水プールとかありますけれども、あと今回であればパノラマハウスがありますけれども、パノラマハウスであれば、これは指定管理の協定と別個に災害のときの協定を結びます。当然指定管理のときにも、災害のときはどうのこうのというのはヒアリングでも受けて形態はありますけれども、パノラマハウスであれば別個にその協定も結ぶという予定になっております。

ただあと、全体的にわかりやすいマニュアルをいつかということなんですけれども、これはことしの秋に防災訓練がありますけれども、それまでにはということで危機管理監のほうで

は考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 色川です。

今、今野さんのやりとりを聞きまして、やはり条例を出す以上はちゃんと、こういう質問が想定されるだろうと、こう思わなければならないんでないですかね。そういうこれから協議していきます云々って、時間いっぱいあったじゃないですか。JA側のこういう建設ばかりにかかって大変忙しい、皆さんも忙しい、そういうことはわかるんです。しかし、人口密集地の最たるものです、ここは。そういうところでいつ災害が起こるかわからないわけです。そういうことで立派な施設をつくと、こういうことになれば、やっぱりこういうものはマニュアルをちゃんと作りながら、今、今野さんが言われるような明確に答弁をしてほしいと。じゃないと、もし万が一あした来たらどうするのか。

それでもう一つ、せっかくこういう立派なもの、お披露目は執行部、議長さん、そういう者は呼ばれてご案内あったと思うんです。実際そういう災害時に利用する方は住民の人ですね。きょう、あすしろというんじゃないんですけれども、完成した場合、利用する方たちにあの施設をやっぱりいち早く見てほしい、もう落成式が終わったんだから。それを今後検討してほしいと思いますけれども、当然検討していると思うんですけれども、いつごろ地元の人にお披露目をするのか、あの辺の住民の人たちに周知をするのか、そういうことをわかっている範囲で検討しているのかどうか示してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、高城避難所、この名前が通常あれなんですけれども、ここは直営で6月22日オープンしますけれども、そのときは役場職員が直営で対応するという考えです、今のところは。そのつもりでおりますので。

あとプラス、あの施設を平時も含めて避難所ということで、地域の方々はどうだということで、まず第1弾としては6月22日月曜日にオープンしますから、その後でないと入れないということがありますから、そのときにはまず役場の職員があそこ担当になる方もいますけれども、プラスみんなであそこ内覧という形にします。あとは、いろいろな団体とかありますけれども、その方々にも内覧という形で通知を出して、6月下旬か月上旬あたりということで、地域の住民の方々も含めて、今、名簿をつくって、各種団体も含めて進めております。ですから、何月何日という日にはまだ確定していませんけれども、6月下旬か7月上旬には各

種団体も地域の方々も漏れないようにということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その辺の検討をしているということ、わかりました。

しかし、各種団体とか名簿をご案内すると今言いましたね。それだけで足りるんですか。その各種団体の人というのは、ある会合のためには寄りますでしょう。しかし、いざ災害、何かがあった場合、各種団体の人たちはそこに住んでいない人たちが大多数じゃないですか。その地域に住んでいる考えられるエリアの人にはここを見てくださいと、別の日でもいいですよ、その日じゃなくても。こういう立派な施設が松島町の施設なんですと、こういうことを見てほしいんですよ。そういう計らいというんですか、そういうことは考えていないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 説明の仕方が悪かったと思います。一般質問でも出ていますけれども、文化観光交流館、プラスあそこで各種団体とかサークルの方々も平時のときはどうですかという重点を置いて案内すると。プラス、色川議員が言うように、避難所として平時も地域の方々をあそこを使うと思うので、地域の方々には平時プラス災害のときということで色川議員と同じ考えですから、ですから私の答え方が言葉足らずだったということです。

○10番（色川晴夫君） そういうふうに言われると、終わりです。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっとお聞き苦しくて申しわけないんですけども、今野議員、色川議員おっしゃる、まさにそのとおりだと思うんですね。しばらく前からマニュアルをつくるつくると言ってさっぱり形になっていない、大変申しわけないと思っております。

先ほどの副町長以下の答弁で、とにかく今年度にはそういったものをつくるというふうに言っておりますので、私としてもしっかり一つ一つに目を通しながらマニュアルをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 平時のときに集会施設とかなんかという形で利用されるということなんですけれども、その料金とかなんかとか、どういう値段ですとか、そういうふうなのが示されていないわけなんですけれども、6月22日オープンということだと、もうそういうふうなのが決まってもいいと思うんですけども、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 使用料。（「使用料です、はい」の声あり） どこかのサークルがそこを

使いたいと。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 松島町の避難施設等の設置及び管理に関する条例の別表になりますけれども、区分がございまして、9時から13時、こちらが3,000円です。13時から17時、こちらも3,000円です。17時から21時、こちらも3,000円という料金になっております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 済みません、別表というのはこの条例の全体の中でということです。今回は改正なので、改正の分だけ載っていますけれども、直営なのでこの中で入ってくると。ですから、例えば公的なものと近いものであれば減免とか、何時から何時であれば何千円と、この中の60号で出している条例の中で例規集のほうであります。その中で進めるということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今の料金を聞いていたら、最大限のということで多分なっていると思うんですけども、ほかの避難所とかですと1,000円くらいというふうな形でなっていると思うんですが、そこら辺の料金については今後安くなったりするということはあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この料金設定、条例の中では先ほど言いました時間的に3,000円とか、直営の場合は3,000円、指定管理の場合は内数で上限3,000円までやるということでありまして。直営でやる場合には、ここの条例の中で料金はこのとおりにしますよというふうになっていますので、今言った額になると。今後、指定管理とかなんかというのはその内数で入ってくるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今度、内覧会というのが開かれるというふうなことだと思うんですけども、そのときにじゃ3,000円というふうなことで皆様に通知しているということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に内覧会ではこの条例のとおり通るというのは、例えばJ A仙台の支店で会議とかする場合はお金を取ります、基本的に。あとは条例の中でもいろいろありますけれども、次の白萩でもありますけれども、白萩の中でも各種団体とかそういう町、各種団体って基本的にお金を取らないという考え方がありますから、コミュニティーという

形が私たち平時の場合ですね。ですから、各種団体の方々が使う場合は、基本的に3,000円取るかという、それは趣旨によっては取る可能性もありますけれども、ほとんどが減免に近い形なのかなと思います。じゃこれは取る、これは取らないといういろいろな事例がありますけれども、基本的に各種団体が会合で使うとか、あとは各種団体以外でも町で、今のところ考えているのは、一般質問とちょっとダブるところがあるんですけれども、そこも答えてよろしいでしょうか。よろしいのであれば。（「さらっと」の声あり）

Aコープが秋に開店すると。買い物をすると、お子さん連れてと、年配の方も来るということになれば、町の主催であそこをオープンするということになれば当然減免になると思うんですよ。絵本を置いたり、一般質問の、ああいうスペースをなお必要なのかなというのがあそこの地域かなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） そこら辺ちょっと整理していただいて、各種団体のほうも説明していただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第60号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号 指定管理者の指定について【白萩避難所】

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第61号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 61号なんですけれども、一番最後の収支計画書、これを見ながらの質問

を若干させていただきたいと思います。

まず、管理費なんですけれども、35万4,000円。電気料、水道、ガス代、消防点検料、以上全部合わせて35万4,000円。施設は全然違いますので、大きさも内容的にも。まず今まで管理費というのは白萩の場合どのくらいかかって、この35万4,000円というのは、最大限見積もってこうなのか、通常時がこうなのか、いや少なくともこの金額なのかと、どういうことをどのようにして算定したのか、算定基準をお示してください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、答えの順番は逆になりますけれども、この数値は最大限なのか最小なのかと。これからなので、真ん中をとったということがいいかどうかはあれなんですけれども、ある程度今後見込まれるであろうという数値になっております。なぜかという、色川議員も近くを通ったことがあると思うんですけれども、今回は2階になっていると。これは高城コミュニティーでも同じ形態なんですけれども、2階ということ。やっぱり避難所なので、あそこの地域の方々が避難ということであの建物の大きさになったということで、2階はフル回転ということは考えておりません。ということで、この電気料になっております。

じゃ、これが決算でどうなるかというのは非常に難しいです。なぜかという、高城コミュニティーも予算を立てました。これを頼む前にコンサル、設計会社にある程度電気料と水道料、水道料は使う分だけ、電気料が一番大きいんですけれども、どのくらいかかりますかということは試算してもらってこれに当てはめている。じゃ前はどうかというと、水道料はそんなに、今までの実績です。ただ、電気料は倍以上になっていると、前はですね。ですから、これがこのとおりになるかというのははっきりわかりませんが、町と区で実際協議をして、あとは設計会社がこれからの利用も含めて試算したところでございます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 質問の中に、前の施設はどうだったんだというご質問がありました。これはデータの的には、途中で解体しましたので、26年度の9月までの半年分でいきますと5万九千何がし、約6万円です。（「何が」の声あり）これは支出のほうで水道、電気、ガス等、これで5万九千何がし、約6万円。ですから、半年なので、倍掛けしても12万ぐらいなのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今のは光熱費だね。色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになりますと、維持管理がすごいかかるわけですね、ここだ

けで。そうすると、この中には災害時、最悪の場合、火災ということもありますしね、火災保険というのは別に全部の施設、一括して役場のほうで入っているんですけどね。そういうことで、ただ、これ面積、いろいろなことがありますけれども、火災保険の算定というのはどのように契約というんですか、これは委員会で聞けば一番いいんですけれども、こういうことを聞かないで申しわけないんですけれども、今度は大きいですよ。小さいもありますよね。いついつ、どのような契約ということになっているわけですか、火災保険の場合。

○議長（櫻井公一君） それでは、火災保険の取り扱いから含めて答弁願います。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） うちのほうで、車もそうですけれども、建物も同じ系列というか、共済関係のところに入っているということで、当然民間と同じように、ここで何掛ける、何掛けるというのは明確には答えられませんけれども、当然大きさとか用途とかによって変わっているということで、詳細であれば時間をいただきたいと。はっきり言うと、どういう計算でとなれば、ちょっと時間をいただきたいと。今は答える資料がないということであります。

あともう1点、今回はここですけれども、磯崎でも長田とか出てきます。いろいろな施設が出てくると。じゃそこを区にお願いして、区でこれだけ負担、耐えられるかということが今後発生しますので、これは来年度の予算に必ず反映したいという気持ちはあります。どういふ点かという点と、そこはコミュニティーの場なんだよと、避難所であろうとも通常はコミュニティーなんだよと。地域のコミュニティーということになれば収入はゼロになりますから、コミュニティーというのは町の意図するものであるから、それを何かに反映させるべきなのかなという点と、あと避難所という考え方があって、通常1階でもいいけれども、2階もあるということなので、その面積も反映させられるものが何かないかなということで、例えば山形県の中山町、区長さんと去年の秋に視察に行きましたけれども、あちらでもコミュニティー関係のことを支出として行政としてその地域に落としているというのもあるんで、そういうのも考慮しながら進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まさに今、副町長言われるように、本当に難しいと思います、維持するのが。そういうことで、やはり半年ぐらいからギブアップ、とてもじゃないとできないという声が上がってくる可能性が大だと思えます。そういうときは、今言われたような温かい行政の手を差し伸べていただきたい、それはお願いしたいと思います。隣の太齋議員さんも絶対難しいと、今心配しているんだと、高城の区長さんなんかも今言っておられましたので、そういうことも含めながら、磯崎の高橋幸彦さんなんかも当然重々わかりながら、代弁して

質問しているわけですがけれども。

それから、この指定管理料なんですけれども、30万4,000円と、このようになっております。今後、手樽、大きさは違うかもしれませんが、やはり今までよりかなり大きいわけ。今度松島でいろいろなところも立派なものが出てくると。そうしますと30万4,000円というのは、白萩は特別大きいですから、どうなんでしょう、ほかのところもこのぐらいの指定管理料というのは考えておるんですか。ほかも全部一緒ですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 収入のほうのその他収入30万4,000円、備考に指定管理料等というふうになっています。それで、町のほうから指定の管理、内訳をお話ししますと、町のほうからは19万4,280円です。指定管理者側、今回は磯崎区ですけれども、10万9,520円というふうな負担になります。ということで、ここの額については区、指定管理者の相手方といろいろな話をさせていただき、支出も含めて、額をどこにするかということをして指してここで話しし、ここで落ち着いたという形になります。

それで、ほかの施設、これから避難施設として手樽ですと3つ、あと磯崎等々できてきます。先ほど副町長が言いました基本的な理念この辺の見直し等々、もうちょっと考えていきたいと。

なおさら、手樽地区なんか3つ出てくると合併浄化槽が入って来たりします。そういうところもありますので、この辺の額の見直しというか、少しベースアップといいますか、その辺は少し考えていきたいなど。その辺の考え方は、先ほど副町長が言われた内容に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に指定管理料は前はほとんどなかったと。議員さんとかあと地域の区といろいろ話をして、電気でも水道でも使わなくても基本料はかかりますということの基本ベースに指定管理料はやっていると。今、総務課長が言ったように、下水とか通っていないところがありますけれども、そこを今後どうするかと。

あと、先ほどの話とダブリますけれども、避難所となると2階建てになったと。ということは、その地域は人が多いということなんですよね。ですから、その避難所が、通常はコミュニティーで1階だけでいいのに、先ほど言ったように2階も避難所としては必要だということになれば、避難者数を想定した大きさにつくったのであれば、それは行政として何かの人数に対して地域のコミュニティーとしてと、ダブリますけれども、そういうのも考慮した

算定の仕方できないかなということで進めたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、指定管理というのはほかには見られなかった。そういうことで今回新しくできる、ほかの地域にもこういうことが横並びで同一に考えていくということいいんですね。その中には水道料とかなんか不足した場合も含めながらやってくださいというようなことがありますけれども、そういうことで、今度人件費含め、利用料金12万というのがありますね。それからその他の収入で30万4,000円、計42万4,000円と、これが収入を予想していると。それから支出の分はこうだと。今まで同施設は収入はどのくらいあったわけですか。今度は12万ですよ。どのぐらいの収入を把握していますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） これは先ほどの支出でもちょっとお話ししました26年度の半年分のデータしか控えがありませんので、見ますと、収入で、前ですと施設の利用としては6,000円ぐらいでした。それから指定管理料、前も指定管理にしておりますので、約2万2,000円ぐらい。合わせると約2万8,000円ぐらいかな。ですから半年として見れば倍ぐらい、6万弱ぐらいかなと、収入としてですね。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうということで今度は12万、倍の料金を設定していると。それで維持費も物すごくかかっていくと、こういうことになると非常に維持するのが困難になると、こういうことは当初からわかるわけですよ。そういうことになれば、やっぱり区長さん初めいろいろな会議の中でこういう施設をどんどん使ってくださいという啓蒙、周知をしていただかないと、本当にこれから何年か先の維持管理費がとんでもなく——ここばかりでないんですから、全てですから、新しくなるの。皆さん喜んでいますが、私も喜んだ、「立派なものできて良かった、良かった」と。その後なんです。そういうことも含めながら、利用方法を検討していただきたい。

そこで、今度は減免ということになりますけれども、これは全てのことを含めますけれども、維持するために減免の規定というのはあるんですけれども、通常は町とか各種団体、全部免除、一部減免と、こうなっておりますけれども、やはりこの辺も全部免除とかそういうことになると難しいんじゃないかなとこう思うんです。そうすれば、幾らかばかりの負担はしていただきたいと、こういうことは考えられませんか。全て減免、これは維持するのが大変です。そういうことはお考えになったことはありますか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この料金の設定、今回使用料等々入っているわけですが、ここが数字的に落ち着くまで区と何回も打ち合わせをさせていただきました。前回、前の施設であれば、白萩区であれば大体1回使用すると500円とか、そういうのだそうです。今回、いろいろな方に使っていただくと。ああいう施設なので倍ぐらいでということの地域の考えもあるようです。そういうことで、基本的にほとんどは減免になってくるのかなというふうな考えがありますが、先ほど言いました料金減免でなく一部負担というのも今後はあるかと思えます。あわせて、先ほど言いました管理運営のための施設として副町長が言った基本的な考え方も、避難所としての町負担の考え方もあります。そしてこれからふえてくる、長田とか出てきます。そういう全体的なもの、1つの施設でなく地区で考える2つ、3つの施設の中で、この辺は今後、指定管理等お願いしていきたいわけですので、指定管理者、あと町の基本的な考え方を含めて、この辺はちょっと考えていく要因の一つではあるのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 誰もが利用する場合は安くね、公共施設ですから。当然わかるんです、もう限りなくゼロに近ければ利用回数はふえる。そうなればいいですよ。ところがなかなか。こういうところで使って、ほかに行って飲食を伴うものはがんがん皆さんやっているわけですから、そういうことで、やはりそれだけの立派な施設を利用するということになれば、全部ただとかそういうことはこれからどんどん考え方を切りかえていかなければ、私は町そのものが根本的に運営できなくなる、町民の皆さんにもその辺はひとつご理解いただきたいなど、こういう努力はしなければならないと。何でもただ、それはやはりこれからの世の中、非常に難しくなると思うんです。そういうことを含めながら検討していただきたい。今すぐということじゃない。これはどうなんですかね、執行者として。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるように、施設が新しいのがいっぱいできます。その管理運営にかかっていくというのは想定されます。今、担当課長も説明していますが、各地元と調整しながら、今回の収支の計画を立てているわけですが、今後何カ所か出てきた場合には、必ずしもこれで固定するものではなくて、全体を見ながら、各地区、各施設ごとにバランスのいい、納得いただけるような料金体系というものを考えていかないとかなというふうに思っております。

ただ、少なくとも今の段階では、まだまだ数がそろっておりませんので、まずは、これまでの基本的なスタイルでやらせていただいて、その後全体を見ながら、それから震災復興期間も終わると、財源等もなかなか厳しくなってきますので、その辺も見ながら、地域で負担できる能力、それから我々として負担しなければならない、そういったところも加味しながら、今後この料金体系等について、使用料体系について考えていきたい、検討していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、町長から、そういうことも十分考えられるねと。ただ、地域の施設がまだまだ格差ありますから、それはすぐにはできないと。やっぱりこれをやるためには非常にハードルが高いと思います。しかし、町民の皆様にも利用する団体の皆様にも、これはご理解していただかなければならない。そういうことを含めながら要望として。いろいろな意見があると思います。私はそう思うので、そういうことでご検討をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、基本的には、ゼロというのがいい、悪いという、いろいろな議論はあると思うんですけども、行政としては災害のときは避難所、平時はコミュニティー施設と、地域のコミュニティーという考えがあるので、それに対してやっぱり行政がこの施設で、コミュニティーでいろいろな人が集まってするというのは非常に町としても活性化になるという考えなので、そこにお金をどの程度にするかという議論は出てくると思います。そこは難しいところですけども、行政としては、何回も言いますが、地域のコミュニティーという場は重要視したいとは思っております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。7番高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 白萩避難所の件ですが、先日の7日のふれあいスポーツ大会、その反省会と土曜日の区の役員会、白萩避難所で使用申請を出して、減免申請を出して区でお借りして、私2回とも参加させていただきまして、土曜日の区の役員会では、今、色川議員さんが聞かれたことが本当に話題となって出まして、この議案の中にもあります利用料金の今まで白萩会館が500円だったのを1,000円にしたというので、これで大丈夫なのかという話が確かに出て、開始が6時だったんですが、終わったのがその1つの議題だけで8時で、2時間ぐらいかかって、やはり区の役員さん方もそういう心配は確かに持っておられました。ただし、一応まだ計画段階といえますか、やってみないとわからないというのが結論的になった

みたいでして、3月までとりあえずやってみて、それからまた皆さんで考えてというのが結論だったようでございます。ちょっと質疑じゃないんですが。

質疑のほうは、私は簡単なんですが、白萩避難所になる前の白萩会館時代に、大震災後に町のほうで発電機と携行缶を用意していただいて、白萩避難所、あとは磯崎ですと華園集会所等に置いたんですが、今度の管理責任者にもなっております西田さんから前から言われていたんですが、発電機用のガソリンを携行缶、20リッターだったら20リッター入れて、前の白萩会館には置かないで、西田さんが個人で所蔵していたみたいだったんですね。置いていいものかということで総務課長あたりにも聞いたんですが、総務課長のほうは、塩釜消防署のほうに聞いてみるという返答だったものですから、それがどうなったのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 白萩避難所の発電機ですが、現在1台ございまして、実際その中に入る容量といたしましては、12リットル入ります。実際これを稼働しますと約18時間もつというような内容の発電機でございます。

実際、ガソリンがどれぐらい携行缶等で保存できるかというお話なんですが、消防署に確認しましたところ、40リットル未満であれば消防法上問題ないということで、携行缶18リットルであれば2缶分ですか、そのぐらいは保存、そこに常時置いていただいても構わないということでの回答をいただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） その場合でも、やはり鍵がかかるところとかという制約はあるんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 保管場所。赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 特にそこまでの確認はしてございませんでしたが、鍵がかかればなよろしいかなと思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第61号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第62号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私のほうから、今回の議案は和解及び損害賠償の額の決定ということですが、こういった事例を受けて、町は今後の防止策についてどのように内部的に話をされて、どのように扱っていかうとされているのか、その辺お尋ねしておきます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず、事故が起きた部分につきましては、もう既に側溝を改修しまして、側溝にふたがなかったということで、グレーチング側溝、一応グレーチングをかけているということでございます。

それから、これを受けまして、これまでも何度か照明灯が倒れたりとか、そういった部分もありまして、大きくは安全点検ということで今回も大きくやっているんですけども、トンネルとかそういった部分の大きな施設も一応安全点検をするということと、あとこれからといたしますか、道路とかそういった部分についてはこれまで郵便局とか協定を結びまして、穴があいているとか危ないとか、そういった報告もすぐしてほしいといった部分もございます。それから、区長会でも一応そういった話をさせていただいて、即、連絡いただきたいということでございます。

それから、建設課といたしましても、内部で話し合って7月と11月、安全点検期間という形で年に2回、建設課の行事の中でやっていかうということで、職員全員で道路を見たり地区ごとを見たりとか、そういった部分はやっていかうじゃないかという方向づけを今決めていくところでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今の回答で大體理解できているんですが、例えば私どもの地区ではいろいろな役員会を開いて、こういったケースがあったんだよというお話、話題提供しますと、第一線を退いて健康管理のために朝早くから、あるいは夜間部にかかって、2人ないし複数で散歩なさっている方がいまして、そういった方々が地域内で公共施設等の例えば今出ているような排水側溝のますとかグレーチングとか、あるいは道路上の陥没している部分とか、そういったものを発見した場合には速やかに行政員さん、あるいは全区の区長さんを通じてなりして町当局に連絡するなり、そういったものを即座に対処願うようにということでは対処するようにしていますけれども、そういったことを区あるいは防犯関係の団体、あるいは婦人関係の団体等を通じて再度周知徹底をされれば少しでもいわゆる減災等につながるのではないかというふうに考えますので、その辺、質問というよりも要望という形でなお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第62号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、休憩に入りたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第8 議案第63号 工事請負契約の締結について【松島海岸公園避難施設整備
工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第63号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回のこの工事、観瀾亭、63、64と関連しますけれども、まず、鈴木工務店さんには、震災以来、本当に業者さんが不調、不調という工事の中で、今までね、松島の事業ではないけれども、現在の観光協会からつくっていただいて、そして児童館からパノラマハウス、そして今度これだと、非常に工事を請け負ってもらって大変ありがたい、そういう思いは十分でございます。それを心の中に秘めて質問させていただきたいと思っておりますけれども、このごろ震災復興事業絡みでいろいろなところで問題がたまたま新聞、活字報道されております。その中で、塩竈市議会で特別委員会を開きながらこれは問題であると。そういう中で2業者が告発を受けたと、そういうことが記事に載っております。今まで松島に尽力された鈴木工務店さんが告発された業者の中には入っていないことを祈りますけれども、どういう情報がありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 6月4日だか5日の臨時議会で、地方自治法違反ということで業者が告発されたということで、そこの中には入っておりません。

じゃ実際、入っていたらどうなのかということはあるけれども、この運営の仕方というのは年ごとにいろいろ変わっているというのがありますけれども、今現在であればやっぱり裁判で、一審で判決になってからというのがあります。その後に、そこで有罪になった場合、じゃ二審で無罪になったらというのと、そこで指名停止の解除という形が生まれます。あとは公正取引委員会の中で勧告とかいろいろありますけれども、その中でもいろいろ運用の仕方があるということなので、これだけでなるかどうかというのは非常に難しい案件だと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それで、よく指名取り消しとかそういうものは、全部裁判後、判決を受けてからの指名取り消しとかそういうことがそれなんですか。そういう告発を受けたと。そういう時点で、これはしばらく松島の指名業者から外しますよと、そういうことはあるんですかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 告発だけで指名停止というのはあり得ないと思います。先ほど言った刑事罰であれば裁判所と、あとは公正取引委員会の排除勧告というのがありますけれども、そこでその運用を国でも県でも、あと松島もですけれども、そういう運用をしているということなんです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これ以上やってもあれだと。ないと、一安心と。今後も松島町のこういうことに積極的にこの工務店さん、ほかの会社も松島のこういう施設、工事をどんどん請け負ってほしいなと、なければ、よかったと、そういう思いの中で安心しました。

それでは、今度はこの工事なんですけれども、大正時代の建物、これを大橋町長が就任してから第1常任委員会の中でも議論になりまして、松島町にとっては大変な財産であると。特にあのガラスを含めて非常に大切なものであるということ、わかっていますね。予算計上しました。幸いにも手をつけなかったからこのようになって、皮肉と聞こえたらしようがないんですけれども、いや、第1常任委員会の皆さんは今もそう思っていますから。ということで本当に幸いなことなんです。これが今回引き家になるということでもあります。

勉強不足で申しわけないんですけれども、これは大変いい建物という認識の中で、松島町の文化財の中にはこの建物は入っているんでしょうか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在の建物については入っておりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 入っていないということなので、今回この機会に、これをこれするという事は保存するという事ですから、文化財の対象になるかどうかはわかりませんよ。判断基準は難しいと思います。ただ、それは松島町が決められるもの、あそこの建物はそういう価値があるのかどうか、どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 一般的に国の文化財になる場合は、もっと古い建物であったり仏像であったりメインなんです。明治・大正以降の文化的価値があるものというのは今までいわゆる文化財にはなっていなかったんですね。近代遺産という形で最近、認められてきています。ただ、近代遺産にしても、これまでの文化財と同じものではなくて、ちょっとレベルが違うとか、種類が違うというふうな取り扱いでやっています。そういう近代遺産をどう

いうふうに扱うかについては、松島町の中でもまだまだ決まっていないところがあるので、その辺をちょっと煮詰めながら教育のほうでも関係者、そして知識人なんかとも打ち合わせをしていただいて、しかるべく措置していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今まさに町長が言われるように、このように松島町で保存したい建物が近代建物遺産とかそういうものがあればまた全町網羅しながらこれを保存する。金がかかって維持費が大変だと思うんですけども、そういう中で国指定とか県指定とかまた別にして、松島町の近代遺産と。それも今、世界遺産ブームですから、そういうことを含めながら何か松島町でも考えていって、観光客が一番あそこは集まる、そういうところで松島の近代遺産、そういうことも含めながら検討していただければありがたいなど。ほかの建物も含めて検討していただきたいと、こう思いますけれども、そういう考えはありますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 各地区ごとに結構古い建物があったりして、高城の町なかにも大変貴重な建物、いわゆる明治・大正以降のそういったものがあるというふうに思いますので、その位置づけというものをこれからやっていきたい。ただ、指定すると、いじれなくなったりすると、所有者の方が嫌がる場合があるし、また、これまでの文化財と同じように指定すると、公の側が相当分費用負担発生することがあるんで、その辺はちょっと周りを見ながら、どのぐらい支援できるのかということもあわせて検討していって、行政として文化財も大事、支援も大事、どうやってそれをやっていくかについてはこれから煮詰めるというふうにしたしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それ今、町長申されたとおり、そのとおりなんです。指定されて困るよという人はいっぱいいますから、そういうことを含めながら慎重に検討していただきたい。

それから、この利用方法なんですけれども、今までは分室ということで、協会自体には私も何回かあそこに入って話し合いした経験がありますけれども、あそこを今後の活用、避難施設として利用するわけなんですけれども、それ以外、観光分室ですから、そういうことについても利用するのかなと、こう思いますけれども、利用づけ、今後の検討はどのように。避難施設はわかります。観光分室の位置づけはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 改築がおくれてこのような全額ということで、改築前からいろいろ町

長の思いがあったということで、1階であれば、和室6畳1部屋のところとかありますけれども、ここはお茶ができるような形にはしています。ただ、これが復興庁に、避難施設だよということなので、これはもろに言葉の言い方を取り違えると、これが全国へ行ってということはありませんけれども、茶道もできる場所というのを想定しているということです。

あと、和室2部屋は、やっぱり常には観光客が休める場とか、あと今まで観瀾亭のほうで華道展とか、池田修三展というのはここを含めて商店街の方々がやっていますけれども、そういうのを想定しております。やっぱりいろいろな目で見えて楽しんでということで、今までなかったものですから、これは海岸の商店街も含めてここが拠点となればいいかなと思います。

ただ、難しいのは2階のほうなので、基本的に2階はこの地域の方々のコミュニティーの場ということで、地域の方々も言われています。やっぱり近くになんだよということがあるので、2階は地域重点と。下は観光客を含めたいろいろな展示物とかということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということになると、観光協会、今まで書類とかなんかというのは第三小学校とかそっちのほうに持っていつているかもしれませんけれども、そういうことで観光課分室、そういう位置づけというのが分室、観光客の憩いの場所、そういうこと。いろいろな資料とかもあるかもしれませんけれども、観光課の中で使うということはどうなんですか。ほとんどないんですか、観光協会も含めて。そういうことは考えていないと。避難施設だからそういうのは大々的にはできないということもわかるんですけども、全く使わないんですか。観光客だけなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 20年前とか15年前、観光課を分室という話、昔ありましたよね、役場に置かないでと、そういう意味ですよ、たしか。一番いいのは、この話にこだわらないで話をしますと、観光協会と観光班というのが一体となって同じフロアでやったほうがいいというのは私も認識しています。じゃここがなるかという、ここは想定しておりません。じゃどこにということはまだ考えておりません。そういうことです。ですから、ここに観光班として何かやるかと。あと観光協会でという、そういう趣旨は今のところここは考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ここは管理というんですか、これも指定管理というふうに今後なると思

うんですけれども、区のほうに任せる、そういうことも含めてこれから条例も出てくると思うんですけれども、大体今まで、今後ほかの地域と同列の考え方でいいということになるわけですね、そうすると。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） これは避難所ということで、復興交付金をもらっていますから、条例では避難所の条例でこれから次々入ってきます、こうやって。ただ、これが5年後、10年後になったらどうするかというと、実際は分類しなければならないと思います。避難所であろうとしても、やっぱり今、補助金、復興交付金をもらっていますから、先ほどの条例の中に入れていかなければならないものはあそこに入れていかなければ。じゃ、それはそのままでもいいのかというのはあります。これは課長会議の中でも出ました。じゃ実際ここは指定管理するかというと、今のところ観瀾亭は特別会計になっていますけれども、観瀾亭を含めて町で管理をしたいとは思っています。ただ、ここには今後、観瀾亭も含めて指定管理がいいかどうかというのは議論はしています。これが来年やるか、再来年やるかということではなくて、色川議員が前のときも、前もって議論が必要だよということで、議論はしています。ただ、相手はどこにするか、今のままでいいか、指定管理がいいかというのは去年から話し合いはしています。第1候補としては観光協会がどうなのかなという認識はありますけれども、それは観光協会と内々には話をしていますけれども、若干の意識の違いがありますので、まだまとまっていませんけれども、今、検討段階という形であります。ですから、最初の質問で、町直営で今のところは考えていると。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その方向がいいかなと思うんです。ここは一体管理して、もし仮に指定管理とかそういう場面があれば、やっぱり観光協会とかそういうものにやっていただくのが一番ベターだと。民間の人がどうしてもやりたいというんだったら、そこら辺のことも十分に検討。まず、観光協会と、その辺の意思疎通をですね。これを言うと、そこままだ熟知していないとか、ニュアンス的に私の考え方と違うのかもしれないけれども、協会と役所のほうがじっくりいっていない、そういう認識しか出てこないわけですから、その辺のことをちゃんとコミュニケーションとって、仲よくしていると思うんですけれども、一層仲よくしていったということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ガラスですね。あのガラスはそのまま利用するということがよろしいんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第63号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 工事請負契約の変更について【西行戻しの松公園防災器具庫等建設工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第64号工事請負契約の変更ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 監視カメラということなので、性能についてお話をお聞きしたいんですけども、このカメラは、ここら辺は多分暗くなると思うんですけども、夜でもはっきり防犯というふうな形で記録できるのか。

それとあと、このレコーダーなんですけれども、何日分くらいできるのかということをお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 防犯カメラということで、あそこは地域性もありますので、当然明るいとき、夜も見ている。

あと、何日もつかということなんですけれども、精度で、くっきり見えるのであれば5日です。あとは、ある程度となれば、極端に言うと30日、40日まで見れるんですけども、実

際どの程度に今回設定するかというのは、その都度変えることはできます。ただ、1週間以上は見れるような管理をしたいと思います。何かあったときということなので、そういう画素というんですか、精度にしたいと思っております。ですから変えられます。5日から30日から40日ぐらい。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） これは500ギガバイトというようなことなんですけれども、これを1テラとかというふうにするとなると料金的には大分違うというふうな形になるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 料金というと、カメラの値段ですか。500ギガで、その中でこの値段で、さっき言った精度がいいやつにできる。あとは長く時間を持たせたい場合はこの機械で40日までもてる。ただ、それは顔の輪郭とかは全然わからないということなので、ですからこの値段で、私も用語はあれなんですけれども、5日間であればくっきり見えるような解析というか、それで5日間もたせられると。あと、ぼやけてもいいよと、この機械でですね、であれば30日から44日となっていますけれども、もてることができるという容量です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員は5日間じゃなくて30日ぐらい鮮明にできるレコーダーを設けられないのかと聞いたかったんでないの。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） そこまでは値段的にも考えていません。なぜかという、基本的に1週間から2週間である程度わかればいいなという形で私たちは認識していますから、30日でくっきり見えてもっと値段いいやつというのは最初から考えたことはありませんでした。それはここの形態とかいろいろな形態を考えてこの機種で選ばせていただきました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 話のあれがちょっと違ったのかなと思うんですけれども、500ギガというので、その記憶媒体のほうとしてかえられないのかというふうなことなんですけれども、そのカートリッジをかえれば普通のところだったらそういうふうにもなりますし、そういうふうなことは、設定はそのままになっていて、1テラのものはないのかということだったんですが。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私は用語的には余りわからないんですけれども、簡単に言うとカメラがあって、これを今500ギガバイトなんですけれども、簡単にかえて、1TBというのは何ですか。（「1テラ」の声あり）これにかえられないかということですね。（「はい」の声あ

り) いや、全体をかえなければいけないので、それは難しいということで、これはもともと機種そのものからそういう形で、仕様とか持っていますけれども、じゃ、ちょっとだけ時間をいただけますか。

○議長（櫻井公一君） じゃ、ちょっとそのまま休憩。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今、仕様のほうを見ていましたけれども、簡単にプラスアルファで、さっきのパソコンみたいに簡単にかえられるかということ、これはセットになっているようなので、それは難しいということです。ただ、セットというのは、全部がセットかどうかというのはわかりませんが、私たちはそれで認識は今しております。そこだけかえると、じゃできるかという質問ですけれども、それは無理だと。

ただ、私たちはこの500ギガバイトで十分、防犯上はできるという認識でこれにしたということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今、最大限の解像度で5日間というふうな話で、そちらの中では1週間程度は保存というふうなことがあったんでしたら、最大の画質で倍だったら10日間できるのかなと思って質問したわけでありまして、できるならばいい画質で撮っていたほうがいいのか。簡単にかえられるならば、そういうふうなことはしたほうがいいんじゃないのかなというのでご提案させていただきました。そういうふうなのがもう少しわかるようでしたら検討されたらいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 500ギガ内蔵ということでございまして、家庭のブルーレイディスクレコーダーを連想していただきたいんですが、例えば500ギガのものを買って1テラのものにどこかをかえてできるか。できないんですね。それと同じです。これも500ギガのもので買ってしまおうと、1テラには機械そのもの全部をかえなくてはならないということです。

今、取説をちょっと見てみたんですが、候補となっている機種を見てみたんですが、後ほど

オプションでかえられるという機能は持っていないということですから、500ギガは500ギガでやっていかななくてはならないということです。ですから、最高画質で管理するのであれば、5日に1回は現地に行ってUSBで持ってくるのかしなくてはならないということです。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 議運のときにもちょっと聞いたんですけども、何日ぐらいを機に画像の点検をするのかということが重要なんだと思うんです。一旦何かがあったときにだけ見るんだということなのか。例えば備蓄倉庫に泥棒が入ったよと。泥棒はこっそり入るわけだから何かあったかわからないと、こういう状況もあるわけですから、一定時間ごとに、一定日数ごとに当然画像の検査といいますか視聴といいますか、そういうことをしておかないと、カメラをつけたという意味合いをなさなくなってしまうということだと思うんで、カメラをつけたことによる防犯効果を期待するということであれば点検をすると、こうなるんだと思うので、そういうのをどういうふうに考えているのか。その辺お聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に10日以内ということで、見れる模様もはっきりと、ぼやっとということで、10日以内であればある程度判別がつくということで、10日くらいがいいかなという精度に設定したいと思います。そして職員が行くと。あと公園全体も点検はしますけれども、何かあったということで見回りながら、それは巡回しながらデータを見ると。ですから、10日を基準に今のところは職員が点検も含めてということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 10日というと1日24時間ですから、1台につき240時間でしょう。240時間掛ける3台だからね、そうすると720時間ですか。これを点検するということになると膨大な時間を割くわけね。だからその辺の考え方をどう整理しているのかということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） また説明不足なんですけれども、10日分を全部画像を見るわけではないです。10日に1回は行って、10日の内数なんですけれども、それで備蓄倉庫とか公園、パノラマハウスもありますけれども、そこを見て、何かあったら画像を見るということで、24時間掛ける10日の画像を全部見るということではなくて、10日に一回内数で、点検はすると、公園全体。そして今回もなぜ防犯カメラをつけたかという、今舗装の工事とかしていますけれども、いろいろ壊されているということがありますから、ですからそういうのも点検を見ながら、何かあったらこれを見るということでもあります。ですから、全部の画像を見ると

ということではありません。点検して、ここが壊れたよという点検を見て、じゃ画像を見ると
いうことです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうすると、何かあったときということですから、点検
直後に何かがあったと。10日後に行ったときには240時間、最低1台のカメラは見ないとだめ
だと、こういう考え方になるんだろうと、こういうふうに思うんですが、そこで、何かがあ
ったかどうかというのはわからないというのはさっきも言ったんですが、その画像そのもの
をどのぐらいの期間保存しておくんですか。例えば10日に1回、画像を回収しに行くわけ
ですよ。その回収した画像を1年だとか保存するようにするのか、10日たったらもう消去し
ますよということにするのか、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 異常等がなければ上書きになっていく形になりますので、保存
期間1週間、10日という形で設定をして、異常がなければデータが消えていって、新しいデ
ータに上書きをされていくという状況になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 消去になるんですね、そうするとね。事件というのは何カ月たってか
ら明らかになったりする場合が非常に多いわけね。だから、500ギガのレコーダーからU S B
でとってきて、パソコンなりなんなりで見るとこのように先ほどの答弁だと聞こえる
わけで、そうするとU S Bから一定期間、別のハードディスクに保存するということができ
ないのかどうかですね。そのことによって最低1カ月は保存できますよとか、そんなことは
できないのかどうか、その辺は取説がどうなんだかわからないですけども、どうなんでし
ょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 運用としてはあります。取説を見ますと、U S
Bメモリーバックアップ可能と書いてありますので、可能ですね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、基本的に事件が何カ月後、何年か後にわかる、そういうのがあ
るということを想定してそれを保存しておくかという、そこまで今回の防犯カメラでは考
えていないというのが実情です。あった場合を想定して、1年も2年もずっと保存しておく
という考えでは最初から思っていないということで、この防犯カメラ3台を設置したという

ことです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いや、だから今のお話だと、10日で上書きしていくという話なので、もう少し長目の、1年も2年もとは言いませんけれども、もう少し長目の保存ということは必要でないかなという気がしたのでお聞きをしているわけね。最低1カ月ぐらいとか、それも膨大だというふうに言われるのかどうかわかりませんが、できればそういうことは考えたほうがいいのではないかと。10日では余りにも短過ぎるのではないかと気がします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 先ほど10日と言ったのも、ずっと10日ではないですよ。夏の時期とかいろいろな時期もありますし、これからあそこを開園してからもいろいろなことがあるので、10日前後で流動的だとは思いますが、いろいろなことも想定して、最初は目安として保存可能な限り1カ月と。ただ、精度が大事なものはありますから、そういうのも想定して運用していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） USBというのは今非常に安くなっていますよね。4ギガとか8ギガとか、そんなのでももう何百円とかそういう世界になってきているのね。だから、USBそのものに10日分を1カ月間保存したって大した金にならないと私思うんだけど、保存の仕方はいろいろあると思うので、ぜひ、10日と言わずに一定期間、保存することも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） わかりました。10日、1週間に限らず、ある程度期限を切った形での保存を考えていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、こうやって何日間保存するというようなことがありまして、防犯カメラ、議会からの提案としてこのようにつけていただいたことに本当に感謝申し上げたいと思います。

それを踏まえまして、定期的に回るということでもありますので、ここにはこれから業者さんが入るわけですよ、当然ね。今から契約は7月以降に、今契約したと思うんですけども、毎日毎日ここ通勤あるわけですから、その辺の人にも管理をお願いしながら、この辺、そういうことでもし万が一あったら役場に届けてくださいと、知らせてくださいと。そういう施

設、備品倉庫、トイレ、いろいろなものがやられましたら、当然これは警察沙汰にならなければだめなんですよ。防犯カメラを幾ら設置したって、これを警察に届けて、確たる証拠をちゃんと写真を撮って、恐らくテレビやなんかでも防犯カメラは警察のほうに証拠物件として押収されるかなと、そうなるんですよ。ですから1カ月とかなんかと、それは関連した事件があって、仮に東京で捕まったと。何月何日、1カ月前にも松島でもあったろうと、そういう証拠になるかもしれませんが、まずそこに管理するということの管理者、1週間に1回とか10日に1回じゃなくて、職員もこういうところは見守ると。見回って、そういう中で、せっかくの防犯カメラですから、これは前回の私の質問にも、将来防犯カメラの設置ということ、今後2年ぐらいで検討していきますという副町長、執行部の答弁があったわけです。ですから、今回は先例事例なんです、どう活用するかと、そういうことなんです。そこのことも踏まえながら、担当課、それからこれから運営していただく業者さんにも小まめに安心してきれいに使っていただけるあの施設、この公園にしてほしいなど、こう思っておりますので、その辺、全員が一致してこのような管理運営をするということが大切なんですけれども、1週間に1回とか10日に1回とかそういうことじゃなくて、もうしょっちゅう見回りするというような気持ちでなければ。何億円かかっているんですよ、これ。おどげでない金なんです、その辺の気持ちは観光課長、おありですか。答弁してください。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 今回、復興交付金という形で、大変高額な金額で公園を整備していく、建物を整備していくということになります。それに伴って管理というのは大変重要になってくるところは担当課等を含めて認識しておりますので、今後、管理等も含めてしっかりとしていきたいというところは認識しております。（「そのようにお願いします」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

それでは、他に質疑。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ちょっと確認なんです、このカメラ設置も交付金事業なんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 交付金事業の場合、例えばカメラの管理とか、全体の警備のことで警備会社に委託するということはできないということになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 交付金でハード面はいいよと。じゃ今後の警備会社に頼んで、来年、再来年は警備会社に委託、その分は交付金で見られるかということですよ。交付金はあくまでも、例えばこの事例であればつくるものだけであって、集会施設も同じですけども、管理運営はあとは自治体持ちということになります。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 当然そのとおりだと思いますけれども、今後の管理については町管理で、今後別な予算でやっていくということになるんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 管理運営、どのぐらいかかるかという、先ほど今野議員さんからの話とかを対応すれば、そんなにかからないと思います。

ただ、巡回をどうするかと。先ほど色川議員さんの、職員が毎日するかと、1日するかと。私たちは基本的に、はっきり言いますが、毎日は考えておりません。基本は1週間前後だと思います。なぜかという、パノラマハウスは指定管理しましたから、その方に見てもらえれば、別に松島職員がついでに通るのは1週間じゃなくて2日に1回かもしれないですけども、細かく点検するのは毎日は考えていないということで、運営も警備会社には考えておりません。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） はい。じゃ次に行きます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからごくごく初歩的な話なんです、公園全体の防犯対策という意味でカメラ設置をされるということですから、公園全体を網羅するような映像というか、これから夏場にかけて特に軽犯罪等含めて発生する箇所にもなり得る場所ですから、そういった意味での監視カメラの設置なんだろうというふうに考えますので、そういうところを踏まえたときに、既設の電柱に添架した形でカメラを設置されるということで、方向を見ると一応ここは図面的に見れば左方向を向いて、あとの2つは海側を向いてというふうな形態で描いているわけですけども、その辺の考え方とか捉え方をどのように整理してきていますか。その辺をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的には予算が許せて、今後の管理費用も許せるのであれば、全部を網羅したい、極端に言うと松島町内全部を網羅したいという気持ちですけども、じゃこ

この公園で予算のある範囲内で、今までいろいろ駐車場とかいたずらされました。そういうのも踏まえてここの場所がいいのかなということで設置しました。ただ、今後、何日かたつて、何カ月かたつて、何年かたつて、下のほうの避難場所となっていますけれども、そことかいろいろ問題があれば、それはそのときに考えなければならぬと思います。今は、今までの公園の開園した、今まで何十園ありますけれども、そこを踏まえてここに設置したということになります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 副町長の答弁であれだなと思うんですけども、要は、カメラを設置する際に、町当局が基本的にこの位置でこの向きでという考え方をしているのか、専門の業者をお願いして、この範囲でこういうふうに捉える範囲でお願いして対応するというふうにしていていいのかということを知りたいんです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今までも何日、何十日、何カ月に一回は観光班とかいろいろな方々が回って、いろいろなところがあったということなので、基本的には行政のほうで考えたということですが。ただ、これを設置するに当たって、先ほどの画素とか角度とか、そういう専門的なものはここの防犯カメラの設置業者には頼みましたけれども、基本的には行政が主導でこの3カ所ということになりました。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第64号工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第10 議案第65号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第65号平成27年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑を受けます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、10ページ、環境衛生費、塩釜斎場の件でお伺いをいたします。

基本設計及び環境調査等に係る負担金という名目ではありますが、それでせんだって消防議会のほうからの報告書を見ますと、確認なんですけれども、斎場の候補地というのが赤沼字丹波沢、越戸地区とお読みするのでしょうか、これは例の都市計画道路の右側のあの箇所なんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 確定ということではなく、候補地3カ所あるわけですけれども、その中の一つが今おっしゃったところの箇所であるということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） それで、10ページの負担金なんですけど、1,000万ちょっと。これは2市3町の施設なので、当然2市2町ほかの負担金の金額がわかればお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今回、松島町は1,032万2,000円になりますけれども、これは松島負担分としてでありまして、2市3町全体では7,400万の総額になります。それで塩竈市が1,835万6,000円、多賀城市1,961万5,000円、七ヶ浜町1,119万4,000円、利府町1,451万3,000円というふうになっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、まず、社会保障・税番号制度のシステム改修業務委託ということで426万5,000円ですか、こういう経費が計上されているわけでありましてけれども、この間もずっと申し上げてきましたし、当初予算でもマイナンバー制度そのものについて個人情報の流出、こういう問題も大きくて、心配な内容があるということで反対をさせていただいてきたわけですが、実際問題としてこの間またしても年金情報、こういったものが125万件でしたでしょうか、情報が漏れたとか、以前はベネッセで2,500万件ぐらいの情報が漏れたとかいろいろ取り沙汰されて、本当に個人の情報が守り切れるのかどうかということについて大きな不安を持っているわけなんです。果たして本当にこういう制度が我々国民の利益になるのかどうか、その辺についてどんなふうに考えているのかなということをお聞きしたいなど。

それから、IT化ということの流れで見ると、この間、住民基本台帳ネットワークも構築をされてきているわけですが、實際上、住民基本台帳ネットワークそのものも本町においてそれほど多い利用状況にはなっていないというふうに思うんですね。国のほうからすれば、マイナンバーで情報をまとめて管理をして、行政効率が上がるということにはなるかと思うんですが、実際にカードを発行される側の我々国民にとってのメリットは極めて少ないと、むしろ個人情報が流出していったら丸裸にされて見られるといたしますか、そういう状況になる危険性のほうが高いんじゃないかと、こんなふうに思うんですが、その辺についてどんなふうに考えているのか、再度お聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回、大変な情報漏えいがあったわけですが、絶対ないかという、「絶対ない」はないんじゃないかという気は私もするんです。

このマイナンバー制度ですが、その辺の煮詰めというのか、そういうのが我々自治体の認識レベルとしてもどうも足りないような気は確かにするんですが、国のほうである一定の期限を定め、ある一定の内容でもってやるということでございますので、松島だけがやらないというわけにもいかないものですから、そういう中でできるだけ我々としてはシステムに遺漏のないようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、詳細、細部については担当から答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） まず、システム上のセキュリティーについてお話ししたいと思うんですが、個人情報を格納したファイルにアクセスできる人の制御をして

アクセスを記録するといったこと、それから情報保有機関等の外部とは通信をする場合、暗号化するだとか、それから情報連携では個人番号を直接使わずに情報保有機関ごとに異なる符号化をする。さらには、住民情報システムは物理的にインターネットに直接接続できないようにしてありまして、セキュリティーという意味ではかなり凝っているシステムであろうというように考えております。

それで、住民基本台帳ネットワーク、これとの関連もご質問の中にあっただかと思うんですが、たしかカードを保有している方が5%から10%ぐらいということで非常に低い数字で推移しております。これはなかなか利用し勝手が悪かったということですが、今回はいろいろな面でマイナンバーというものを使って行政手続等をするということで、今度は使わなければならない状況になっていくのではないかと思います。今町長が申し上げましたように、絶対ということはありませんと思うんですが、絶対に近い形で私どもとしては守っていききたいと、このように考えています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 相当セキュリティーについては気を使って、漏れないようにということではやるということは当然なんですね。これは漏らしたら大変なことなので、漏れないようにするというのは当然のことなので、マイナンバー制度といいますか、アメリカであるとかイギリスであるとかノルウェーとか、近くだと韓国とか、こういうところでもこの制度と似たようなことが實際上、やられているわけですがけれども、こういう国ではマイナンバーというものの自体、個人情報の流出が激しいと、こういうことでむしろこれはやめたほうがいいのではないかという議論が沸き上がってきていると、そういう状況が一方であるんですね。それなのに日本では今からマイナンバー制度をやっていこうと、こういうことなんですよ。非常にそういう点ではマイナンバーというものに対する情報の危機管理というものに対する流れ、見方とは逆行したやり方を日本自体がやっているのではないかと。結局、国が便利なだけで、国民にとって便利なことはほとんどないと私は思うんです。社会保障の、あるいは税の一元的な管理を行ってやるので、その面での書類申請等の手続は簡単になりますよというふうに言っていますけれども、じゃ今までそんなに不都合があったのかと、国民の側からしてね、そうそう私はないと思うんですね。むしろこういうものを導入することによって個人情報がかんたん世間にさらけ出されるということの危険性。まさにそれは基本的人権の侵害にもつながっていくようなことになるのではないかなというふうに思うんです。

そういう点で、国が決めた法律なので、確かにそのとおりで、一地方自治体としては従わざ

るを得ないという側面もあると思うんですが、今回の年金情報が漏れたということも含めて、この実施の延期ということを求めるということがあっても私はいいいのかなと。やはり確立された技術になるまで実施は見送るべきだと、こういうことを地方からきちんと声を上げるといこともまた住民の暮らし、命、そういう権利を守っている地方自治体としては大きな使命だと思うので、延期を求めるとかそういう行動をとるといことについてはどんなふうに考えますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） これにつきましても、今野議員にはこれまでもいろいろなケースで町長なんかに話もあったわけですけども、小さな一自治体の首長としてやれることは限られているということでございまして、直接、私のほうから物申すというのはなかなかできかねる部分があるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 6月号のまつしま広報にマイナンバー制度が始まりますということで1回目の説明書というんですか、制度の概要をお知らせするものがついているわけです。ここで言えば、マイナンバーは次のような場面で使いますということで、毎年6月の児童手当の現況届のときに使いますよ、あるいは厚生年金の裁定請求の際に使えます、あるいは証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示して法定調書等に記載をしますよと、あるいは勤務先でマイナンバーを提示して、源泉徴収票等を記載しますよと、こういうことに使われますよというふうに書いてある。ところが最近の国のほうの流れを見ていると、ここだけじゃなくて今度は病院の関係、医療関係の情報も入れていきましょう、こんなことが始まったりして、当初言われていた制度運用からさらに一層拡大してこのナンバー制度を活用していこうという流れに今なってきているわけですね。そうしますと、当初言っていたものだけじゃなくて、一人一人個人個人のさまざまな情報がマイナンバー制度の中に記録としてつながれていくと、こういう関係になるわけですね。そういう点では、インターネット上の中で我々は素っ裸で歩いていると、それを周りから見られていますよと、あなたの背中にはあなたの預金・資産はこれぐらいですよ書かれたものがくっついて、それをあたりからみんな見られていると、そういう状況になっていくんじゃないかなというふうに思うんですね。そういう点では個人情報漏えいも本当に大変なことだと思うんです。

今、インターネットに直接つながないというお話をしていましたけれども、各事業所でもどんどん使うわけですね、結局情報は。そうすると、それぞれの事業所に自分のマイナンバ

一をお知らせしないといろいろな手続をしてもらえないわけですから、インターネットの回線だけじゃなくて、そうやって事業所間で自分のナンバーを明らかにして情報を提供せざるを得ない。そうすると、その事業所から情報が漏れる可能性も非常に大きいわけね。この間の大崎の市民病院ですか、あそこでも個人情報が出ていましたよね。あそこに勤めている皆さんが特定の患者のカルテをのぞき見て情報を漏らしていた、こういうことが起き得るわけですよ。それはもう電子的にセキュリティーを組むだけの話ではなくて、個人のモラルにかかわる問題でもあるんですけども、マイナンバー制度というものは情報を一つにまとめ上げたあげくの果てにそういう情報漏れを起こす危険性が極めて高いわけですよ。そこをやっぱり私はきちんとさせていく必要があると思うんです。そういう点では、せめて自治体としてこの実施の延期ぐらいは求めてしかるべきではないのかなというふうな気がするんですが、なかなかそこまではできないと、こういうことなんですね。

補正予算なのでね、当初予算で反対しているんで、今回ここで反対しようとは思っていませんけれども、このことについてはやっぱり私はやめるべきだということをはっきりと申し上げておきたいと思うわけです。

それで今、各事業所ごとにマイナンバーを把握するということが大事な作業になるというふうに言いましたけれども、松島町における事業所のマイナンバーの把握、それをやるためのセキュリティーの構築、こういうものについては町としてどういうふうに把握しているんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 町内でマイナンバーを使ってどの程度の企業の方が使っていくかということですね。それは数としては把握しておりません。ただ、民間企業でマイナンバーを取り扱っていくわけですが、民間企業で従業員の健康保険、厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を集めたり納めたりしているわけでございまして、この場面で使うということで、勤務先、金融機関とかで使っていくようになるのかなというように感じています。金融機関はまだ法律は通っていないですけども、勤務先という意味ではこのように使っていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ですから、町内のあらゆる事業所でマイナンバーが使われるようになるわけですよ。そここのところのセキュリティーについて行政側としてはどの程度把握しているんですか。セキュリティーがどの程度実施されているとかされていないとか、国の対策とし

ても当然あるんだと思うんですが、その辺に対する国の対策はどうなっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 国として、民間企業に対してこれだけのセキュリティーをとというのはまだ明示されていないわけですがけれども、私どもに入っている情報としてお答えさせていただきますと、個人番号カードの裏に基本4情報が書かれているわけですし、ICチップの中にこの4情報も入っていると。所得の情報だとか病気の履歴、そういった機微にわたる個人情報記録されないということをごさいますと、個人番号カード1枚から全ての個人情報がわかってしまうということはありませんということ国の方から情報は入っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 4情報以外の情報が漏れるか漏れないかではなくて、それぞれの企業で4情報を扱うようになるわけでしょう。その4情報も含めてセキュリティー管理というのはきちんとされるようにしないとまずいと思うわけね。4情報の部分は漏れても構わないよなんていう話じゃないでしょう。町の住基ネットだって4情報ですよ、基本は。だからそのセキュリティー対策というものについて、町内の事業所においてもきちんとされるようにすることが大事なのではないかと。それについては国も当然責任を持ってやるんだろうと思いますけれども、地方自治体としても住民の個人情報を守るために一定の対策が必要なのではないかと思うので、そういうことについて何も対応はしないのかと、こういうことなんです。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 施行までに個人情報保護条例というのが必要になってきておりますし、個人情報保護法も変わっていくと思います。その中で内容が変わっていくのかなということですが、今のところ私どもに入っているデータとしては、こうします、ああしますという具体的な内容としては出ていません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ことしの10月からナンバーを皆さんのところに配付が始まって、来年の1月1日から部分的に運用が始まるような形、本格運用は再来年でしたか、ということになるわけですがけれども、いずれ早晚、この運用が始まっていく中で、今お話しのようにセキュリティーにしても何にしてもまだまだ先が見えない状況なんですね。こういう点でも非常にどうなんだろうかなという疑問を持たざるを得ないというのが今の状況だと思うんです。こ

ういう点でもどうなんだろうと、やるべきではないなど、こう思うんですが、10月1日から郵送されるマイナンバーなんですけれども、これは例えば受け取らないと、私はマイナンバー要らないと、こういうふうになったときは受け取らない人に対する罰則やなんかというのはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この通知カードが10月から全ての国民に通知されて、それでそれを受け取らないという罰則規定は、たしか私がQ&Aで見るときにはそういったものはなかったなど。ただ、基本的には全ての国民に付与するわけですから、国民は受ける義務というか、そういったものは発生してくると思うんですが、拒否の部分については、その罰則規定には今のところ見ていなかったです。今の段階では私はQ&Aの中では見ていなかったです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 受け取りの義務はあるんですか、本当に。義務があるということになれば、これは受け取らなくてはいけないことになるし、受け取り拒否できないということでしょう、義務があるということは、と私は日本語的には解釈するんですけれども、受け取り拒否をしたときの不利益行為があるのかどうか。自分でそんなに便利にならなくてもいいよと、私はマイナンバーなんかなくなっちゃっていいと、書類申請していろいろ事務処理はするからいいよという人がいたって構わないわけですよ。そのことはきちんと法律上許容されているかどうかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理させますので、暫時休憩します。調べてください。

午後1時21分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

調べるのに少し時間がかかるということでございますので、審議上、ここで休憩とします。議員の皆さんは控室でお待ちください。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

8番今野 章議員の質疑に対する答弁から入ります。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 大変申しわけございませんでした。

この番号は、国によって全ての国民に付番されるわけです。番号がつけられるわけですね。今、拒否というものに関しては、これは拒否することはできます。ただし、それに対しての罰則規定というのはいないです。ただ、番号が振られている限りは、その人が拒否されていてもその番号というのはいくらも生きていくことになると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 番号が生きるのは、マイナンバーを受け取った瞬間に生きるのではなくて、そうすると、その人一人にもう既についているよと、こういうことなんですね。松島町に住所はあるけれども、実際に住んでいるのは別のところに住んでいますよという方もいらっしゃるかと思うのね。そういう人は受け取りができませんよね。だから、松島にちゃんと戻ってきて受け取りなさいと、こういうことになるのかもしれないけれども、けれども、そういう人は大体戻ってこないんですよ。だから受け取らないと。あとはホームレスの方々なんかもありますし、そうするとこういう人たちは制度の枠外に置かれると、こういうことになるのかなと。そのことによって不利益を受けることはあるのかどうかですね。通常のままさまざまな書類をとったりなんだからというのは、番号がなくても書類申請で可能なかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 年金を例にとってお話しします。マイナンバー通知カードの受け取りを拒否した上で、来年度以降に年金だけを受け取ることは可能かということですが、これは答えから言いますと可能です。マイナンバー付きの住民票を取得して、その住民票を使って手続を行えばもらえるということですから、カードがなくてもやれることはあるということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それから、受け取り方の問題として、いわゆる病気入院であるとか、本人の意識がもうないと、あるいは痴呆だとかいろいろそういう状態の方もいっぱいいらっしゃると思うんですが、そういうケースの場合のマイナンバーの受け取りというのはどういう形でやられることになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 例えば本人がこちらに来られなくて受け取りができないといっ

た場合、これは代理人でも可能にはなりません。ただし、本人の証拠となる顔写真付きの証明とかそういったものは持参していただかないと、マイナンバーの交付はできないというふうな内容になっています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 大体わかりましたけれども、先ほどから申し上げていますように、毎日のようにIT分野というのは革新的な技術革新を遂げているわけですね。アメリカの国防省ですらハッカーにやられると、こういう状況がずっと続いているわけですね。中国からどうもハッカーにやられたとか、そういうのは最近の報道でもありますけれども、そういうことも含めて国のほうはマイナンバー制度をきちんと運用するためにいわゆるホワイトハッカー、正義のハッカーというやつですね、これを今数人しかいないんだそうですけれども、数十人にして構えを少し大きくして対応しようと、こういうことなんだそうですけれども、数十人のハッカーで世界中のハッカーを相手にできるのかというような気も私はするんですね。どこからでも攻めてくるわけです。これはいわゆる悪意のハッカーだけじゃなくて遊びのハッカーもいますから、そういう点では非常に困った時代だと。インターネット、ITというものの活用の仕方の問題として、本来もっと国は考えるべきだと。マイナンバーを振って個人情報を守れるということは基本的にないというむしろ認識に立つてこの制度というものを考えるべきだと思うし、こういう制度自体はやめるべきだということを改めて申し上げて質問は終わりにしておきたいと思います、この点についてはね。

次に行きます。次なんですけど、先ほどもお話が出ましたけれども、塩釜の斎場建設問題ですね。負担金1,032万2,000円と、こういうことなんですけど、消防事務組合の議会の報告書に添付された資料を見ますと、赤沼地区、それから浜田地区、須賀地区、ここの住民代表の方々との組合の管理者等々の会議が5月30日でしたか、行われる予定だということで報告書に記載されておりました。これが実施をされたのかどうか。実施をされたのであれば、代表者会議の経過、模様についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、5月30日に代表者会議が行われました。松島町は副町長が出席をしたと。それから担当所管課の課長も出席しております。あわせて、今お話しした3地区から4名ほどの代表者も一緒に集まってやったと。

そして主な議題としては、これから地区代表者と会議を進めていこうということで、地区代表者の座長1名、それから副座長2名を会議で選出したと。それから、大きくこれか

らの取り組みはどうでしょうかねということで年間スケジュールを表で出されたわけですが、それに基づいて情報交換といいますか、そういう場で月一、あるいは状況によっては月二になったり、進捗状況、それを地権者、それから事務局をしてやりましょうと、そして内容によっては管理者、副管理者も参加する場があってもいいんじゃないかと。それはそのときにあれしましょうと。

あわせて、住民代表の集まりに報道機関、それを入れるのか入れないのかという話もちよつとありまして、基本的にまず入れないということです。何回か会議をしていく中で、もし入れたほうがいいだろうという皆さんの話になれば、そのときだけは入れましょうという。ただ、大枠全体としては、入れちゃうとみんな意見を述べられないから、入れないでいこうというのが基本的な考え方です。

そういうことで、まずは代表者、それから今後のスケジュール等々について説明ありました。そこまでで今回5月30日の会議は終了しております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。大体3候補地がある中で、赤沼の碎石場のところですか、その辺をということで現況測量もどうも終わっているということ、そして今回代表者会議と、こういう流れで進んでいるということで、現在の斎場の周辺の住民の皆さんとの約束から言っても、早目に場所を決定して建設にこぎ着けていくということについては前に進む上で大事なことだというふうに私も思うんですが、同時に、対象となっている地区の住民の皆さん方が、やはり気持ちよくそういった不快施設を受け入れていただくということも大事なことなんだろうというふうに思っているわけです。

お話を聞きますと、若干そういう不快施設が来ることについては嫌だと、反対だとおっしゃっておられる方々もいるというふうに聞いているわけなんです、その場合、候補地として決定していくという内容として、住民の同意、合意というものについてどんなふうに考えて進めているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、3候補、ほかの地区もあったということで、これを点数をつけて、赤沼地区というか、実は浜田地区の方々のところなんですよね。そこが候補としてオーケーもらって現地測量をして、今回補正で設計に入っているということで、今後月に1回、6回開きたいということで、浜田地区4名、赤沼地区4名、須賀地区4名ということでその代表の方々と話し合っていると。ただ、どこの地区というと、これはいろいろ地区の方々に

も言われたんですけども、ここで決めるんじゃないよと、オーケー出すんじゃないよと。やっぱり代表としては来ますけれども、持ち帰って、その地区の役員会だけじゃなくて全体の同意をもらって行ったり来たりしなければならないということなので、あくまでもここで合意形成を図りたいと、この役員会は。ただ、そのためには戻ってやらなければならないと。あとこの6回の中で議論されたやつを、先ほど総務課長が言いましたけれども、議論はしたいと。ただ、マスコミが入るとあれなので、議論してこういう決定事項とかはホームページに出しましょうということなので、基本的には合意形成がということで進めていきたい。ただ、今の齋場との話し合いもありますから、ある程度スケジュールは提示しました、住民の方に。ただ、それはあくまでも行政側の組合の案ということなので、基本は合意形成ということで進んでいきたい。ただ、そこの中で、まず位置もですけども、あと環境整備も必要かということで、それも話し合われる予定です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 塩竈市ですか、現在ある場所は。あそこは建設当初からいろいろな約束事あって、本来であれば平成20年でしたか、たしかそのあたりまでという話で進んでいたものを延ばしていただいていると、こういう状況があるんですが、住民の皆さんの合意を取りつけるというのが大変難しい問題の一つなのだろうなというふうにも思っています。そういう点で、本当に丁寧な住民対応といいますか、そういうことをしていただきたいなと私は思うんです。先ほど申し上げたように、反対の方もいらっしゃるということで聞いていますので、ぜひそういう声によく耳を傾けて理解をしていただくという努力ですね、このところをやっていただきたいなというふうに思っていますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

資料をいただいて、見て思ったのは、地区の代表ですね、今それぞれ3地区から4名出ていると、こういうことだったと思うんですが、結局代表として出ているのは地区の区長さんですか、こういう方が出る、あるいは副区長さんなりが出るということについては妥当なのかなとは思いますが、区かなんかの推薦者ということになっているんですよ、これで見ると。ですから、そうなる賛成の方ばかり代表者に選ぶということにならないのかなという懸念を持ったんです。その辺、どうだったのかなと。推薦された方も含めて、それぞれの赤沼、浜田、須賀地区の皆さんの声をきちんと持ち寄って、代表者会議に反映ができるようなことになっているのかどうか、その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ことしの5月30日、開く前に地権者プラス地域で2回ほど開いております。浜田だったら浜田で2カ所。そのときにもいろいろな意見が出ました。賛成というか、やむを得ないと。あとは反対の方々の意見も出ました。あと5月30日の代表者の方々はどのような構成メンバーかという、そこの町内会長さん、あとは森林組合とかの長さん、あとは町内会長さんが推薦する方ということで、あの雰囲気の中では絶対賛成という意見は出ませんでしたけれども、難しいという意見は複数出ました。それはある程度近い、その建設場所に近い地区の方々ということで、これは誰々というのはここでは申し上げられませんが、反対の意見も出ました。あと先ほど申し上げたとおり、私たち4人がその地区で代表として決められないと。だから、戻って全体の町内会で意見を話し合いたいということで、だから最初から反対だよという意見も聞こえてきました。捉えられました。だから難しい点がありますけれども、環境整備も含めて、あと雇用関係もいろいろ出ましたので、そういうのも含めて今後どうなっていくのかなど。難しい点は多々ありますけれども、進めていかなければならないと。

あと、先ほど平成20年度まで今の現場でということなんですけれども、たしか平成25年2月におおむね平成30年を目安にということで変わっている状況です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ぜひこれは2市3町のそれぞれの市町村にとっては大事なことです。事がうまく運ぶように努力をしていただきたいなというふうに申し上げておきたいと思っておりますし、その点ではやはり地元の皆さんの思いといいますか願いと申しますか、必ずあると思うんです。そういうものにも十分に配慮していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

次なんです、強い農業づくり交付金事業、これについては前に補正予算で出て、大方説明いただいたんですが、説明資料の事業概要を見ていて、私農家でないんでわからないんですが、これどんなだったかと思ってお聞きするんですが、事業概要の中に「同法人は利用権設定等で磯崎字東原2.5ヘクタールの農地を取得しており」と、こう書いてあるんですが、利用権設定による取得というのは、マキシマファーム株式会社が農地そのものを完全取得したということなのか、利用権設定のみなのか、その辺よくわからなかったんで、そこだけ教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） マキシマファームといたしまして、農地として取得した分と、

それから利用権設定をした分と合わせて1万5,486平米となっております。（「それぞれのぐらいの面積になるんですか」の声あり）利用権設定分が9,232平米です。それから農地転用、マキシマファーム所有の分につきましては6,254平米となっております。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） もう一つだけ。あとちょっとかけ離れた質問になるかと思うんですが、遊具の関係です。小学校、第一、第二、第五ですか、このところに遊具の設置、あと引き続き幼稚園のほうにも設置をするということで、都市公園における遊具の安全確保に関する指針、国土交通省ですか、これと、それから学校に設置している遊具の安全確保についてということで、文科省のほうで出している指針といいますか、そういうものに基づいて安全確保するように遊具を設置すると、こういうことになるという説明だったというふうに思うんですが、全体として学校だけじゃなくて、教育委員会じゃなくてむしろ建設になるのかどうか、遊具の安全点検の関係ですね。これは年に1回あるいは2回、見回り点検をしていたのかなと思うんですが、点検状況というのはどうなっているのか、その辺についてお聞きしておきたい。学校も当然していると思うんですが、その内容についてお聞きしたいということと。

それから、児童公園の関係で、この間議運でも申し上げたんですが、根廻根崎ですか、有料道路の橋の下になっている児童公園があるんですが、あそこは完全に遊具も何もなくて、砂場も草ぼうぼうだったのが、すっかりそれもなくなってゲートボール場のようになっちゃっていると、こういうことになっているんですが、なかなか子供が少ないので、児童公園の脇で高齢者の皆さんがそれまではゲートボールをやっていたと。今度は児童公園の中にゲートボール場を移してやっているという状況に今なっているように見受けられるんですが、果たして児童公園はそれでいいのかという疑問を持ったものですから、その辺についてどう考えているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 各学校、幼稚園の遊具の点検は年1回やっております、これに関しては専門業者さんに委託して点検をして報告をいただいておりますという状況でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 児童公園も同じく年に1回、専門業者に遊具点検をしていただいております。以上です。（「根崎の砂場みたいなやつは」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童公園、全体的な児童公園だと思うんですが、ご指摘あったあそこの道路公社で4車線化したときに、あそこはもともと児童公園だったんですね。一応今回工事が終わって、最初の公社とのお話では、使える遊具、再設置をお願いしようということできずと進んできた経緯があったんですね。ただし何年もビニールというか覆いをかけて一応あれには努めたんですが、実質ことしになってあれを設置しようとしたときに、かなり遊具はさびて、設置しても危険な遊具になってしまうということで、やむを得ずあの部分は今回撤去して、もともとゲートボールになっていたんですね。それは一応できるようにとお願いして、今でも使われています。

ただ、全体的に公園のあり方、児童公園のあり方、これは今、少子化になりまして、全体的に使われていない公園も確かにあるわけで、それを含めた中で、ことし私も実際現場に行ってみて、その後、地域の皆さんとの話し合いも必要になってまいりますので、そこら辺で状況把握に努めていきたいというふうには思っていました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 児童公園なので、条例できちんと規定されているわけでしょう。児童公園とは何かということも当然あるわけで、それを子供がいなくなってしまった、そういう状況はありますけれども、勝手にというか、ゲートボールのようなことにしてしまっているのかなと、こんなふうな思いもあるわけですね。やっぱり町の条例の中できちんと児童公園としての位置づけ、今でも児童公園とちゃんと看板ありますよね。そういうものを、遊具がさびて再設置は難しいと、だからゲートボールという話ではないのかなと。ないのであれば、やっぱり更新をして設置をするという考え方があっても当然ですし、最近お聞きしたところによると、あの近所でも子供ができるんじゃないかと、生まれるんじゃないかとか生まれたんだとかという話もありますから、そのうちまた利用する方々もふえてくると、こういうふうにもなるわけですね。そういう意味では、せっかく人口対策で子供をふやそうとか、若い人をふやそうと言っているときに児童公園を減らす話ではないと思うんだよね。住んでもらうための施設をどう充実させるのかという話にならないと、どうしても減っていく方向にならざるを得ないと、こういうことだと思いますし、せっかく条例上、規定されているものを簡単にそういうふうにはしないで、やっぱりきちんとしたものにむしろ維持して、新しい若い人たちに松島はやっぱりいろいろ整っているよと、そういう印象を持ってもらうことが大事なのではないかなというふうに思いますものですから、若干予算の枠から外れているかな

とは思いますが、ぜひそういうものを町としてもよく検討してやっていただきたいなというふうに思った次第なんです、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 非常に大事な問題だと思います。条例の中では児童遊園ということになっているはずだと思いますけれども、条例があるから、ないからということで、少子高齢化ということで、ゲートボールの方々が使ったという、そういうのでいいか悪いかというのを、確かにあそこだけでなく、全体的に根廻のところの公園も草ぼうぼうということもありますので、いないからつぶすのか、これから可能性がある環境をつくって寄せるかという非常に大事な問題だと思うので、全体的なことを考えながら子育ての環境づくりを進めていきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私のほうからも本議案について、事項別明細書の6ページから入ってきたいと思いますが、8、企画の中にあります事項別説明欄、都市景観大賞記念碑というのはどういったものをイメージしてこの数字になっておられるのか、お伺いしておきます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） サイズで申し上げますと30センチ四方で、高さ1.5メートルの標柱を設置したいということです。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） それはこの庁舎施設のどこかにという意味ですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 金曜日に申し上げましたが、景観重点地区の中で、住民の皆さん、それから観光客の皆さんによく見ていただける場所で、しかも通行に支障がない場所を選びたいということでございまして、海岸地区で選んでいきたいというように思っています。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 想定される素材等はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 石になります。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。どうもありがとうございます。

それから、次の11目の電子計算費の部分で、さきに今野議員さんとかほとんどお話しされていたので、私のほうからあえて、このシステム改修業務に係る部分で、そこにセキュリティーシステムというか、そういったものが今後新たなものとして発生してきはしないのかなというふうに思っているんですが、その辺の部分はないものというふうに理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 当然今のというか、今回のシステム改修の中には入ってきております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） では、この改修業務、これだけでセキュリティーも含めたものとして理解しておいていいという理解ですね。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 27年分はこれで終わりですが、28年分は総合評価と厚労省分の細かい分のシステムが残るといふふうに言われています。ですから、このぐらいの規模のはことして終わりですが、来年はこれより縮小した規模での厚生労働省分の改修があらうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） では、この点については以上です。

次に、13ページに入りますが、消防費の中の4目の避難施設管理費、特に18節の備品購入800万等の購入見積もりの項目内訳等ございましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、備品購入費の内訳を申し上げたいと思います。

2階の多目的ホールには、可動式の調理台、これを5台ほど設置いたします。あとテーブル、椅子、事務用机、書棚、テレビ、ホワイトボードになります。3階の多目的ホールには、テーブル、椅子、テレビ、ホワイトボード等になっております。

備品に関しましては、他の避難施設等々と同様の備品を設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

それから、次に19節負担金補助金で、水道加入負担金で見込まれている、これは水道口径等の兼ね合いでこの200万からの数字になっているという理解でいいんですかね。その辺お願いします。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 負担金及び補助のほうなんですけれども、こちらJAと建物が併設してございまして、消防設備等、共有で使う部分に関しましては負担金としてJAのほうにお支払いするという流れでこの補正を組んでおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） JAさんとの応分の負担、相互でこういった負担額を描いておられるということですが、いわゆる記入のあり方として、水道加入負担金という名目が入っていますから、それが歳出根拠的に水道口径等を踏まえた総額の負担金があって、そのJAさんの持ち分、町側の持ち分というようなことで、町側の持ち分200万余の計上でしょうかとお伺いしているんです。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） JAの分の水道加入負担金につきましては旧支店のほうで使っておりました負担金で、JAのほうには加入金の負担はないということで、町のほうが使用するフロアの部分で使用する水道のほうで負担が発生するというので、こちらの分を計上させていただいております。

水道加入金のほうは83万2,000円ほどになっております。（「以上です」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。色川議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっとダブるところはありますけれども、まず最初に今の景観大賞なんですけれども、先ほど昼休み時間に課長と職員さんが盾と表彰状を持っていただいて、見せてもらいました。本当に名誉なことでありまして、思えば平成13年から寺町構想始まってずっと延々、皆さん努力なさいまして今の榮譽を受け取ったのかなど。本当に長い時間かかったなど、こういうことを思い浮かべるわけでありまして。これも今いる職員ばかりじゃないわけですよ。転出した、ほかに行っている職員も一生懸命ワークショップから何から本当にずっとやっていたわけで、皆さんに本当に私は個人的に感謝申し上げたいと。本当にご苦労さまと、そういう思いであります。

どういう場所につくるのかということは今聞きましたけれども、これは今後が問題だと思うんですね。今いただいたと、そういうことなんです。

この景観大賞というのは、私知っている限り登米とかもいただいたのかなと思いますけれども、宮城県はどういったところが景観大賞をいただいているのか。それから、東北地方では主にどういうところがこういうはえある榮譽をいただいているのか、わかったら教えてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 平成13年以降の部門賞になってからということでお答えしたいと思います、それ以前は景観100選ということでございまして、ちょっと毛色が違っておりましたので、13年以降でお話をしたいと思います。

この15年間で県内で大賞をとったのは仙台市のNPOが1団体とっています。仙台市はとっていません。それから平成17年に秋田県の小坂町、山形県の金山町、それから先ほど言いました仙台市のNPOが平成25年、それから平成26年は山形県の鶴岡、そしてことし松島ということでございまして、県内で自治体としてとったのは私どもが初めてということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、自治体としては松島が初めてだと、こういう誇らしい賞でありますので、これは町民の皆さんにやっぱりちゃんと周知をしていただきたい。それがこれから大橋町長が進める景観づくりということになってくると思うんですよ。町長がそういう目標を持ってこれをつくったと思うんです。そういう中でやはり町長、これからのまちづくり、景観づくりというのを思いを新たにしていると思うんですよ。これからの大切だと。1年、2年で景観できるわけじゃないんです。もう20年も30年もかけてこれから建てかえていく人たちがいますから、さらにどういう思いを込めて、受賞は入院中に聞いたと思うんですけれども、そういうところの感想、町長はどう思っていますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 景観については、私が町長になった時点から一つの大きな目標として取り組んできたわけです。

大臣賞、これは大変大きな賞でございまして、例えばほかで言うと川越であったり北九州であったり、ああいうのに匹敵する。今、亀井課長のほうから何か所かありましたけれども、本当に全国規模で誇れるものだと。それが我々行政の仕事ではなくて、地域の方々のお話し合い、それにもらったというのはとっても大きな意味があるというふうに思っております。

色川議員おっしゃるように、これをもらったから終わりということではなくて、町民の間で

こういう景観に対する認識を高め、そして自分たちがこれから未来永劫にわたってこの町を、自分たちのコミュニティーを大事にしていくんだという、そういうシンボルなのかなというふうに思っています。

今回、松島地区でもって受賞の対象になったわけですがけれども、私としては松島地区だけではなくて、高城であったり私の住んでいる初原であったりとか、そういったいろいろな地区での景観の取り組みに対して住民が取り組んで、そしてその地域を盛り上げていくというようなことをやっていきたいなというふうに思っています。

町としても支援はしていくつもりではありますけれども、やはり地域の方々にそれを理解していただいて、今回をスタートとして町全体として頑張っていくというふうな流れをつくっていききたいというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう思いの中で、今後とも町民含めながら意識の高揚、そういう町の中に私たちは住んでいるんだというようなことで、皆さんと一緒に松島の全体の景観づくりに努めていただければいいのかなと、こういう思いであります。

それから、8ページなんですけれども、教えていただきたいと思います。7目臨時福祉給付金費、これ全額国・県の支出金と、2,400万であるという、それでこの説明書きによると昨年に引き続きと、こういうことであります。そういうことで2,400万という大きな金が入ってくるわけで、賃金232万5,000円で、これは事務補助員賃金と、こういうふうになっておりますが、新たに賃金の科目を設けたわけでございますので、これは臨時職員補助ということになりますから、当然臨時職員が対応するのか、今の現有勢力の中でやるのか、または新しく採用するのか、何名するのか、その辺を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この臨時職員については一応2名というふうな内容でございます。そして今福祉のほうには1名現有でおります。その方を1人、そしてまた別にもう一方というふうなことで考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 2名でやると。そして新しく採用する人が1名だと、それは臨時職員だと、そういう中で社会保険費も含まれていると、こういうこと、わかりました。

それから、これは負担金が1,920万と。そして説明を見ると1人6,000円ですと、子供。そういうことになりますけれども、これは一体、何人対象なんでしょうか。1人6,000円となる

と、世帯も含めてじゃなくてどういうことなんですか。これをちょっと教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これは基本的に非課税の人になりまして、3,200人が一応非課税であるというふうなもので6,000円と。それでこの負担金の算出はしております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そしてこの予算2,400万ですね、全部使い切ると。全部使って、もし余ったら事前に。前やりましたよね、返金を忘れていたと。あったでしょう。そういうこと。そういうこともなきにしもあらず。これ余った場合どうするんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） もちろんこれは全額国費ですので、事務費含めて残額が生じた場合は返還というふうなものになります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 返還しないように予算立てするわけございましょうから、そうですね。これは積算する段階で当然ぴちっとなるように計算してやったわけでしょう。違うの。どうぞ。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この給付金の場合の非課税ですね。一応6月で税のほうでは非課税の人間というのは確定します。おおよそこちらではこのぐらいの非課税がいるだろうということになりますので、実質、非課税の人は申請できますが、そこでの差異は出てくると思います、給付金については。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。失礼しました。

それで、時間外24万で計上しているんですね。ちょっと大きくないですか、24万というの。これもデータで皆出てきているわけでしょう、恐らく。それでもって2人でやられると。3,200人対象だよと。そういう中で日中できないんですか、こういう仕事。最初からもう、わかるんですよ、幾らかは、あの時間外かかるべなど。でも、この24万を2人に分けるということになると、ほかの職員の人たちの不公平出てこないですか、こういうこと。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この時間外については、臨時職員ではなくて、事務処理する正職員、その部分のところでこの時間外を対応させていただきたいというふうなことで計上さ

せていただいております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） だから、日中でもできないんですかということなんですよ。本当に24万といたらえらい金なんですよ。あと7カ月ですよ、来年度まで。当初予算でも、これは後から来たんでしょから、24万というのは、非常に民間企業でもこんな7カ月間で3,200人のデータ出てきているやつ、それをやるやつで、業務の内容は私わかりませんよ。本当にこういうことは考えられないんですよ。そういう中でやっぱりちゃんと精査をするべきだと思うんです。どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この部分については今の職員、実際、事務分担として仕事を持っている中で、この事務処理もしていきます。そして臨時職員については窓口の受け付け業務としてやっていただきます。その内容の決定等については職員が実質やるわけで、今の仕事プラスそういったものでも時間外を見ていって、それを適切な形で給付体制に入りたいというふうに私は思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） このように計上していますので、極力、やはり仕事は時間内にこのように仕事をびちっと終わらせるようなそういう指導をですね。どうしてもいたし方がないという部分はわかります。できないこともあるでしょう。ですからこの時間外は全部24万使えとかそういうことのないように配っていただきたいと、これを思います。

それから、農業振興の今回3億8,700万出てきました。先ほども質問ありましたけれども、これも全部国からのお金で、今回は内示を受けて、完全に大丈夫だと、こういうことで計上したわけでありましたが、町長は農業振興、観光振興、一生懸命6次産業化にも努めますよと。松島のそういう将来のまちづくりの一助です。そしてこれからの、これも企業誘致の一つですと、こういうことのご答弁がありました。今回のこの事業は前回からの引き続きの事業だということではありますが、こういった事業がもっともっと大きくなるためにも、さらに振興費プラス松島町の地元のそういうものの意気込みをここに含まれて、そういうものも計上されたらよかったのかなと思うんですよ。全部国です。松島町、何も出さないんですよ。そういうことでおんぶにだっこで、結局国からぼんと来たものを、そのとき。何か独自の施策、それも加味しながらの農業政策ということは考えられませんでしたでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） いや、国に県におんぶにだっこではないですよ。あくまでも国で施策の中でやっているということで、これが経由で行っていると。ここに町が出すかということになれば、トマト以外も全体を考えて補助の基準を決めなければならないので、これは農業だけでなく水産とかなので、松島はおんぶにだっこでは、ちょっとそういうことではないと思います。（「失礼しました」の声あり）

あと先ほど臨時給付金、この中で極力24万、時間外は使わないようにと言っていますけれども、私たちは使いたい、逆に。これを補助分を使って、単独である時間外を残したいという考えですから、あくまでも補助を活用したいということですから、有意義な有利な財源を使いたいということです。この給付金で臨時職員も時間外も認められているということは、国ではそれだけ自治体に手間がかかって時間外も見ますよと、臨時職員も見ますよということなので、ということは、これを使わないということは職員が暇で、これが入ってきたって大したことはないということではないので、そこは取り違えのないようによろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大変勉強不足で、その辺はね、わかりました。

私、おんぶにだっこことというのは取り消します。これは失礼しました。でも、こういう中にやはり松島の観光施策の一つでもこういうのが入って、何かそういうもろもろのものをここにプラスしていただくと、そういう考え方が私なかったのかなと、そういう思いで言っているんですよ。その辺は理解していただきたいと思うんです。だって6次産業化、いっぱいやっているんだから、委員会で今度も行きます。そういう中でこれから農業振興策というのを努力して行っていただきたい、そういうことなので、1つ要望です。

それから、消防費なんですけれども、13ページ。これもさっきのとダブりますけれども、管理職員226万9,000円と。前は6万円だったと、白萩はね。規模が違う。管理人の賃金と。これは226万の積算はどのようになっているわけですか。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 高城避難所の賃金のほうなんですけれども、平日、こちらが9時から5時まで、約181日ありまして1名で計算します。95万ぐらいですね。あと土曜日、日曜日、祝祭日、夜間の部分、こちらのほうでも積算しております。こちらが大体延べで275日での積算になっております。金額が131万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これは何名ですか。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 夜間と祝日の部分ですね。こちらの部分に関しては一応1名を予定しておりますが、シフト等で支障が出てくれば2名体制ぐらいでは考えておりました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、800万の備品なんですけれども、今、赤間さんから説明いただきました2階、3階の。調理台5台、テレビとか、3階はテーブル、椅子、ホワイトボード、800万ということになりますけれども、これは見積もり全部とって800万ということかなと思うんですけれども、そんなにかかるんですか、800万というのは。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） そうですね、一応見積もりのほうからカタログ等から盛っております、大体800万の内訳の半数が5台の可動式調理台の費用になっているところなんです。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 時間もわかりましたので、わかりました。

今野議員がおっしゃいました小学校、それから幼稚園の遊具なんですけれども、きょう第一小学校、ずっと通ってきたんですよ。点検は、業者から聞きました、やっているということ。通っても、第一小学校は使う頻度が高いんでしょう、かなりさびているんです、塗装が剥げて。そういうことになって、新しいかもしれないんですけれども、やっぱり使用頻度が高いとどうしても塗料が剥がれるということがあるわけ。あそこは海のそばですから、やっぱりそういうことを含めながらメンテナンスをちゃんとやっていかないと腐食が進んでいくという可能性があるわけですね。ですからメンテナンスしていただいているということなんですけれども、その辺は小まめに塗料を塗るとかそういうことを含めながらやっていかないと非常にまずいのかなと、こういう思いで見えていました。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、遊具のメンテナンスなんですけれども、議員さんもお存じだと思いますけれども、過去に一番多い事故の例が、さびた穴の部分に子供が指を入れて切断しているというケースが一番報告が多いんですね。ですから、そういった部分の点検と補修をしております。ジャングルジム等については、塗装もその部分についてはしているという

ことです。

議員さんご指摘のとおり、第一小学校は海沿いということもありますけれども、やはり震災のときの浸水、これによって結構地面の部分が腐食が著しくなってきたということで、2年続けて撤去もしていますけれども、27年度も撤去を予定しておりまして、その跡地に今回は新たな遊具を設置したいという学校の希望がありましてこのような計画を立てさせていただきました。

今後も遊具の点検につきましては、特に鉄棒関係はまだいいんですけれども、溶接をして組み立てている遊具、こういったものについては十分配慮していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この予算なんですけれども、1,000万。説明ありますね、XXXXXXXXXX様からふるさと納税ということでいただいたと。こういう大変ありがたい。今回は遊具に使うわけなんですけれども、前回質問の中で、XXXXXXXXXX様には多大なご寄附をいただいたと、そういうことで御礼とかそういう感謝の気持ちを何かの形であらわさなければならないんでないかなということを申し上げたんですけれども、検討しますというようなことをおっしゃったと思うんですけれども、どのようにXXXXXXXXXX様には御礼を言いましたか。まだやっていませんか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の設置する遊具には、ご寄附をいただいた、納付をいただいたXXXXXXXXXXの氏名を寄贈という形で入れさせていただいて、なおかつ子供たちの寄せ書きを入れて御礼の手紙を各学校ごとに、あと幼稚園も含めて出したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） XXXXXXXXXXのほうには、その事柄をわかった段階でまずは電話を入れたんですよ。そうしたら、いいからと、町長の声は別に聞かなくていいからちゃんと使えという話だったので、しっかりした使い道を考えて、今言ったような話なんですけれども、私のほうとしてもそれで終わりということではないので、機会を見つけて直接お会いして御礼する機会をつくりたいというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 町長の声を聞かなくていいからと。うれしかったと思うんですよ。やっぱり町長からじきじきもらえば、迷惑かもしれないけれども、うれしいんですよ。そこ

までちゃんと把握。名古屋市の市長さんは、そこまで電話くれないと思いますから、あれだけの大きな市になりますと。（「あの市長はする」の声あり）ああ、するんですか。そうなんですか。失礼しました。そういうことで、町長がそこまでやるということはあるがたいことだなと。別にそういうことも考えていないかもしれない。

子供たちが寄せ書きをしながら感謝の意をあらわすと、すごくいいことだと思います。それからさらに、私入っていないで、こんなことを言うと大変恐縮なんですけれども、強制的に松島ファンクラブに10年間でも入ってもらって、金出すことないんですよ。その中から、野村さんには特別にファンクラブの一員だと、そういう気持ちをあらわしながら松島町独自の気持ちを出すと、そういうこともひとつ考え、検討しながら進めていただければありがたいのかなと思うんです。やっぱり心なんです、気持ち。そうするとご寄附した人もまた出たくなるという気持ちがまたあらわれますから、よろしく願い申し上げまして終わります。

最後にもう一つ、済みません。最後の18ページ、これは給与なんですけれども、これも単純な問題なんです。一般職の職員の職員数が2人減っています。2人減っていて、職員の給与が上がっているわけですね。給与が313万4,000円、職員手当が386万1,000円、こういうふうになっておりますが、これはどのようなことでふえているわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） まず、ここでは2人減ったということです。人数的なことで言いますと、この人数の中には任期つきの方も入っております。神奈川県から来られた方1名、年度末に当たり1人おやめになったと。それからこれは一般会計のほうの異動で、全体の異動で1人減。任期つき職員の異動で1名減にまず人数はなると。

それで、額ですけれども、大きくは異動によって給料の差が出たのがまず一つあります。それから平成24年、25、新規採用する方の実務経験で採用しています。そこの辺も2年、3年たってきていますので、そこの給料の調整をさせていただいております。ですので、その分が上がってきているということであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） なるほど、そういうこと。

実務経験された方を採用すると、普通の初任給とは違うというようなこともあると思いますけれども、こんなこと聞いていいんですかね。参考までに実務経験、仮に30歳とか35歳から入ったと。そういうふうになれば、資格によって違うんでしょうけれども、アバウトどのぐ

らの給料になっているわけですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 30歳ですか。（「35でもいいです」の声あり）考え方として、通常例えば高卒、大卒で入って、実務経験を5年とか10年の年数を換算して、そこに上乘せをかけて採用します。ただ、公務員の場合、余り上がらない。ですので、今回のような調整をちょっとやるんですけれども、30歳でいくと、後、調べます。見てみます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ここで30歳で給料が幾らというのはすぐ答えられないですけれども、じゃ実務経験の方が今の職員で30歳、35歳とどう違うかという比べ方がいいのかなと思います。同じ公務員であれば、例えば仙台市役所の方が松島町役場に入ると。市役所で同じ年数でやっていけばほぼ同等です。じゃこれが民間の場合ということになると、それは掛ける0.8とかになります、給料は。なぜかという、行政から行政だと仕組みが同じということで、実務経験でも同じ流れですぐ進められる。民間であればやっぱり時間がかかるということがあります。あと、その経験年数の中に、途中でアルバイトとか無職だったりというのは加味されません。ということで、あくまでも正職員でいたのが加味されると。その中で、民間にいたか、行政にいたかということで計算が違ってくるといことです。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第65号平成27年度松島町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

1号) について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第66号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第66号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第67号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） ちょっとだけお聞きしますけれども、説明によりますと、生活管理指導員派遣事業ですか、これが本年度から地域支援事業の対象外になったと、こういうことなんです。対象外になった理由というのはおわかりでしょうか。なぜ対象外になったのか。そういうのがもしわかれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 今まで介護予防・日常生活支援事業の中で、地域の実情に応じて実施が可能とされてきたところなんです。今回この総合事業のガイドラインについてのQ&Aが出まして、その中でその部分を対象外にすると。総合事業が始まっていけば総合事業の中でできるだろうということで、まずは対象外となったところです。

今のところこの事業を使っていらっしゃる方はいないんですが、万が一、出てきた場合にどこでその人の分を負担するかとなったときに、一般会計のほうに移して予算をとっておくべきだろうということで、今回補正で移させていただいたところです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 総合事業の導入については3年後までの見送りをするという事になっているわけですね。当初、見送りする部分については国のほうで財政的にもきちんと見ますよという説明になっていたような気がするんですね。そうしますと、生活管理指導員派遣事業もそういう中に入ってきて当然なのではないかなという気がするんですが、Q&Aでそうになっていたからそうなのかわかりませんが、本来国で示していたのは、総合事業が始まるまでは国のほうで財政措置をするというのが原則だったと思うんですが、その辺が外れたということなんですか、そうすると。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） きちっと事業が明確化するという事だったんだと思うんですけども、今回はこの事業が外れますということになりました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 国のほうがそうしたらそうなんだと、そういうことなんでしょうけれども、本来国のほうは、総合事業は3年後スタートでいいよと。今まで、スタートしないところは従来どおり財政的な措置もするんだよと言っていたので、当然これもそうなるべき筋だとは思いますが、そういうふうには思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 個人的な見解に入るのかな。（「町としてそう考えるべきではないのか」との声あり）町としての考え。本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） 本来はそういうところで見えていただくべきだと思うんですけども、国のほうでこの事業については介護給付サービスにしてみれば上乘せ、横出しの部分に入ってくるだろうという見解で来ておりましたので、そのところはやはり国に従ってきちっと整理したいということもありましたので、今回は介護保険特別会計から外してきちっと事業ができるように一般会計のほうに持っていったところです。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、うちのほうでは30年ということで大丈夫ということで、当初予算では介護保険会計で見たと。その後、たしか3月議会が終わってからなんですけれど

も、Q&Aとかいろいろな資料が来て、これは介護保険の中ではだめですよということになれば、じゃ違うんでないのと幾ら言っても、やっぱり今後必要な人がふえれば、町としては何か手当をしなければならないという心づもりがありますから、介護保険から外して一般会計で、万が一出てきた場合は手当をしなければならない。ただ、約束が違うよということはありませんので、そこはいろいろな会議の中では言っていかなければならないのかなど。これからも別なのが出てきて、移行期間とかいろいろありますから、そこは今野議員が言われるとおり、担当者から聞いたときも、何で当初でできなかったのということで、いろいろなことは言われました。ただ、今後も町で必要であればということで、やむを得なく一般会計に移行して対応したいということで今回の補正になりました。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 国がそうだからそうなるというのは、言ってみれば、当たり前と言えば当たりの流れになるんでしょうけれども、やっぱり当初国が言っていたことがどんどん時間がたつにつれて変わってきて、町がそういうふうに入れざるを得ないという、こういう流れは断ち切らないとだめだと思うのね。震災復興交付金だっでそうでしょう。全額、復興交付金で見ますよと言っていたのがだんだん1%から5%の範囲で自治体負担ですよと、こんなふうになるんですね。補助金なんかもそうですよね。最初の1、2年は景気よく出すけれども、あとはなくなるよみたいな話になっていくと、こういう国のやり方ね、だましの手口みたいなね。安倍さんの政権だからなおさらそういう傾向が強いのかななんて思ってしまふようなところもないわけではないんですが、そういう国の姿勢に対してしっかりと地方が物を言っていけないと政治はきちんとならないと思うんですね、私は。そういう点ではぜひ、こういう問題が生じたときは、話が違うじゃないかということをしつかりと行っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第67号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第68号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第68号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。

再開を2時50分といたします。

午後2時45分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま後藤良郎議員外6人から議員提案第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議員提案第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議員提案第2号 ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求め
る意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 追加日程第1、議員提案第2号ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の
拡充を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、議員提案第2号ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求める意見書につ
いて、提出理由のご説明を申し上げます。

国内にはB型・C型肝炎の感染者及び患者が合計で約350万人いると推定をされており、そ
の多くは集団予防接種における注射器の使い回しや輸血、血液製剤の投与等の医療行為によ
る感染が原因とされております。

このようなことから肝炎対策基本法が施行され、肝炎対策が実施されておりますが、医療費
助成の対象から外れている肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ず、医療費
助成制度の創設が求められております。

また、肝硬変を中心とする肝疾患の身体障害者福祉法上の障害認定の対象であります。医
学上の認定基準が極めて厳しく、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの
指摘がなされており、患者の実態に応じた認定制度とすることも求められております。

よって、ウイルス性肝疾患の患者に対する支援の拡充を求めるため、国及び政府に対して意
見書を提出するものであります。

各議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について提出者からの説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま澁谷秀夫議員外5人から議員提案第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議員提案第3号を日程に追加し、追加日程第2と
して議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議員提案第3号 人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備
を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 追加日程第2、議員提案第3号人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。1番澁谷秀夫議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

議員提案第3号人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

近年、主に在日韓国・朝鮮人を標的とした差別と憎悪をあおるヘイトスピーチデモが全国各地で行われており、大きな社会問題になっております。

2014年7月、国連自由権規約委員会は、日本政府に対し、人種や国籍差別を助長する街宣活動を禁止し、犯罪者を処罰する自由権規約第20条に適応した立法措置を求める勧告を出し、さらに8月には、国連人種差別撤廃委員会が、日本政府がヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法律で規制するよう勧告をしている状況であります。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されます。訪日外国人も年間1,300万人を超えました。人種差別や民族差別的行為の放置は、国際社会における我が国への尊敬と信頼を失墜させるものであります。

よって、人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を速やかに講じられるよう、国に対して意見書を提出するものであります。

各議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再開は、16日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時00分 散 会